

平成 2 8 年 第 5 回
占冠村議会定例会会議録

自 平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

至 平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

占冠村議会

平成28年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）
平成28年12月15日（木曜日）

議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（1番・2番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	認定第 1号		平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定 について
日程第 5	議案第 1号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 2号		特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正 する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 3号		占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定 することについて
日程第 8	議案第 4号		占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについ て
日程第 9	議案第 5号		占冠村立学校設置条例の一部を改正する条例を制定すること について
日程第 10	議案第 6号		占冠村へき地保育所設置条例等の一部を改正する条例を制定 することについて
日程第 11	議案第 7号		占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する ことについて
日程第 12	議案第 8号		占冠村農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例を制定 することについて
日程第 13	議案第 9号		平成28年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 14	議案第 10号		平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2 号）
日程第 15	議案第 11号		平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

出席議員（8人）

議長 8番 相川 繁治 君 副議長 1番 工藤 國忠 君

2番 木村 一俊 君
4番 長谷川 耿聰 君
6番 五十嵐 正雄 君

3番 大谷 元江 君
5番 山本 敬介 君
7番 佐野 一紀 君

欠席議員（0人）

出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	中 村 博	副 村 長	堤 敏 満
会 計 管 理 者	小 尾 雅 彦	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	松 永 英 敬	地 域 振 興 対 策 室 長	野 村 直 広
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 俊 幸	産 業 建 設 課 長	小 林 昌 弘
林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹
税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦	職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美
企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛	国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗
社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩	保 健 予 防 担 当 主 幹	松 永 真 里
介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美	土 木 下 水 道 担 当 主 幹	石 坂 勝 美
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	建 築 担 当 係 長	橘 佳 則
環 境 衛 生 担 当 主 幹	平 岡 卓	農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏		

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	岡 崎 至 可
学 校 教 育 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広		

（農業委員会）

会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	小 林 昌 弘
-----	---------	---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

（監査委員）

監 査 委 員	鷲 尾 心 英	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	尾 関 昌 敏		

出席事務局職員

事 務 局 長	尾 関 昌 敏	主 事	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

開会宣言

議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから平成28年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

議会運営委員長（五十嵐正雄君） 12月8日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日15日から16日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上、報告を終わります。

開議宣告

議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番、工藤國忠君、2番、木村一俊君を指名します。

日程第2 会期決定について

議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月16日までの2日間と決定しました。

諸般報告

議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は認定第1号から同意案第1号までの13件です。2、議員提案による案件は意見書案9号から第15号の7件です。審議資料の2ページをお願いいたします。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。4、平成28年第4回臨時会以降の議員の動向は10月5日の総務産業常任委員会村内所管事務調査から記載のとおりです。審議資料の7ページから8ページは平成28年度9月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは平成28年度10月分の例月出納検査結果です。以上です。

議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

総務産業常任委員長（佐野一紀君） 総務産業常任委員会の所管事務調査に関する調査について報告をいたします。2枚あると思うんですが、先に調査期日が9月30日のほうからお願いいたします。

1、調査期日。平成28年9月30日。

2、調査事項。(1)村道トマム東1号線道路災害調査、(2)村道トマム団体線道路災害調査、(3)第2トマム団地(法面崩壊)調査、(4)トマム7線橋橋梁災害調査、(5)村道占川線道路災害調査、(6)村道二ニウ1号線道路災害調査、(7)熊崎一弘圃場72-1地先農業被害調査。

3、調査経過。調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、調査結果。調査事項(1)~(6)について。復旧にあたっては担当者だけではなく、災害対策室等(プロジェクトチーム)を設置し村の見解を統一して関係機関に要望されたい。今後もこのような大雨が予想されるので、そのこと(規格・基準)を十分考慮して復旧されたい。

調査事項(7)について。畑に水が流入した原因は、国道を横断してそのまま畑に流れ込んだものなので、国道の側溝等の改善を求める必要がある。作物被害と合わせて施設も被害を受けているとの説明を受けた。また複数の農家が被災していると聞いているのでこれらも併せて支援されたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定したところであります。

もう1枚の文書のほうをお願いいたします。同じく所管事務調査の調査報告についてであります。

1、調査期日。平成28年10月5日。

2、調査事項。(1)トマム給油所改修事業状況調査、(2)13線の沢川水源地管理調査、(3)保育間伐工事(タンネナイ地区)状況調査、(4)林道専用道鬼峠線支線開設工事状況調査、(5)二ニウキャンプ場水源

地等整備工事現地調査、(6)占冠中央小学校グラウンド暗渠等改良工事状況調査。

3、調査経過。調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、調査結果。(1)トマム給油所改修事業状況調査について。開業に向け運営する住民組織の立ち上げを早急にして進められたい。

(2)13線の沢川水源地管理調査について。現状では貯水地、取水地、ポンプ場は適切に管理されている。今後も適正な管理を継続されたい。

(3)保育間伐工事(タンネナイ地区)状況調査について。残存木に傷を付けないように作業は行っている。今後は適正な機械化と人材確保・事業体の育成に努めて頂きたい。

(4)林業専用道鬼峠線支線開設工事状況調査について。工事は完了していた。路網整備については積極的に行って、村有林管理のため目的どおり進められたい。

(5)二ニウキャンプ場水源地整備工事現地調査について。裏面をお願いします。安全な水の確保のため新たな水源の調査・検討を早急にされたい。

(6)占冠中央小学校グラウンド暗渠等改良工事状況調査について。工事は完了していた。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定をしました。以上、総務産業常任委員会からの報告を終わります。

議長(相川繁治君) これで諸般の報告を終わります。

村長行政報告

議長(相川繁治君) 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発

言を許します。

村長。

村長（中村 博君） みなさんおはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので行政報告を申し上げます。審議資料の4ページをお開きください。平成28年9月13日以降の行政報告でございます。まず報告事項について申し上げますので、別に配付した行政報告をご参照ください。

報告事項（1）村有リゾート施設について。9月定例会の行政報告において、去る8月19日までに札幌地方裁判所で行われた村有リゾート施設の調停について申し上げます。その後、2回の調停が開かれておりますので概要を報告いたします。去る10月12日、5回目の調停では、経過等の報告と双方の案について説明をしました。また、去る11月25日、6回目の調停でもこれまで同様、経過等の報告と双方の案について説明をしました。これを受け調停委員（裁判官、弁護士、税理士）が、双方の考え方について今月協議することになりました。村は、弁護士に委任し、原契約にあります土地、建物の買取り履行という所期の目的実現に向け全力で取り組んでいます。7回目の調停は、1月16日月曜日午後3時30分から行われます。

（2）各種要請活動について。10月28日に富良野圏域における河川・道路整備促進に関する要望活動を富良野圏域連携協議会（会長能登芳昭富良野市長）及び富良野沿線市町村議会議長会（会長北猛俊富良野市議会議長）と合同で、上川総合振興局旭川建設管理部、北海道建設部に赴き行いました。能登会長より要望の趣旨と早急な河川整備、河川維持の充実、二重管理の改善、台風被害道路の早期復旧の4項目を要望したのち、各市町村

長、議会議長より市町村個別の要望を行いました。本村からは鶴川の整備について、中央地区の青巖大橋から宮下橋上流、ネクスコ占冠中央橋付近の立木伐採と川砂利除去、上トマム地区の上トマム橋から18線橋への堤防天端の草刈りと砂利敷設、上双珠別地区の宝珠橋から稲田橋にかけての土砂除去とそれぞれ理由を付して要望しました。

11月15日は、旭川十勝道路整備促進期成会（会長能登芳昭富良野市長）に、明日のふらのを創る道の会（会長荒木毅富良野商工会議所会頭）が同行し、旭川十勝道路整備促進に関する要望活動を行いました。要望先は、国土交通省北海道局、同道路局、財務省、今津寛衆議院議員、佐々木隆博衆議院議員で、能登会長より道路予算の確保、地域高規格道路の整備促進、高速ネットワークの実現、災害・救急の経路確保、観光での渋滞・交通事故等の交通混雑の解消、生活幹線ネットワークの形成、道東自動車道（夕張～占冠間）開通による整備効果を説明し、事業中の箇所は更なる整備促進を、未事業区間は調査促進を要望いたしました。要望先で旭川十勝道路のうち、富良野道路（延長8.3km）が平成30年度に開通する見通しとなったニュースが入りました。開通すると富良野市街地を通過しないため、夏季観光期には最大31分が7分に短縮される効果が想定されています。

12月7日には地域医療対策に係る要請活動を行いました。この要請活動は、富良野圏域の地域医療確保が喫緊の課題であることから、富良野圏域連携協議会（会長能登芳昭富良野市長）と富良野沿線市町村議会議長会（会長北猛俊富良野市議会議長）合同で行ったものです。要請先と要請内容は、北海道保健福祉部には富良野圏域における地域センター病

院の医師確保と経営安定化に向けた支援を要望、社会福祉法人北海道社会事業協会には、社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院における医療体制の維持・拡充について要望、一般社団法人WIND（北海道大学医学部産婦人科）には、富良野圏域における産婦人科医療体制の維持確保についてを要望し、占冠村からは一次医療の現状と二次医療機関としての富良野協会病院の役割、富良野協会病院での待ち時間の解消について説明いたしました。

（３）占冠村交通安全対策会議について。台風10号の影響で、国道274号が落橋等の大規模な被災のため、通行止めになったことにより、並行する道東自動車道が代替え路として活用されました。それに伴い、道東自動車道の占冠ICから音更帯広IC間（現在は十勝清水IC間）の無料措置に伴い、村内を通る国道237号、道道136号の交通量増加による交通事故の発生が懸念されることから、各関係機関に呼びかけ10月5日に占冠村交通安全対策会議を開催しました。参集範囲は、北海道開発局旭川開発建設部、北海道警察旭川方面本部、富良野警察署、北海道上川総合振興局旭川建設管理部、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO」という。）北海道支社で、開発局とNEXCOより情報提供があり、意見交換を行い対策について協議いたしました。無料化に伴うUターン車への対応に議論が集中しましたが、Uターンの規制ができないため、今できることとしてマナー啓発の看板設置、セーフティコーン、ラバーポール、転回場所の設置、冬季対策など出された意見については持ち帰り検討することとしました。

11月14日には、北海道開発局主催で、会議名を占冠IC十勝清水IC周辺交通安全対策

に変更し、10月5日の関係者のほかに清水町、十勝総合振興局、占冠村商工会、占冠・村づくり観光協会、公益社団法人北海道トラック協会、一般社団法人北海道バス協会、北海道地区レンタカー協会連合会が加わり会議が開催されました。北海道開発局より看板やポールの設置、マナーの徹底で効果は認められるが、引き続き安全対策に取り組む旨の挨拶と、無料区間の交通量、占冠IC、十勝清水ICのUターン状況と事故発生状況等の情報提供があり、その後の現状や対応についての意見交換を行いました。Uターン事故防止対策が主題であることから、村商工会、村観光協会、北海道トラック協会、北海道警察等よりUターンさせない方法、NEXCOとの調整、転回場所、代替え制度の欠陥、特例で警察の取り締まりなど要望や意見が出され、今後も交通安全対策の協議を進めていくことで閉会しました。

（４）平成28年度占冠村水害避難訓練について。今年度の水害避難訓練は9月24日の防災の日を予定していましたが、台風10号等の影響により11月26日に延期して行いました。時期は温暖化が進む冬季を想定、雪が雨に変わり、雨量が100mmに達し、融雪の影響もあり河川水位が上昇し、大雨洪水警報が発令されたことを想定した避難訓練です。対象地区は宮下行政区、本通行政区、千歳行政区とし、避難場所である占冠中学校への避難勧告を行いました。住民の避難者は55名、対応にあたった消防関係者19名、社会福祉協議会3名、占冠駐在所1名、役場35名、計113名の規模になりました。避難所まではバス利用者が10名、他の45名は徒歩またはマイカーで、平成27年度に整備された避難路を11名の方が利用しました。避難訓練終了後、消防南富良野支

署職員より「台風10号による空知川氾濫」の演題で、甚大な被害状況や住民、消防署員、災害対策本部の動きについての講演があり、最後にあれだけ被災し死亡者・行方不明者が出なかったのが大変嬉しかったと話され、昭和37年に発生した本村での大水害を思い起こしました。南富良野町への支援には、本村からも日本赤十字奉仕団などのグループやサークル、個人のボランティアなど多くの方が駆けつけており、一日も早い復興を願っています。今回の訓練は、災害対策本部の動きと住民への広報活動、スムーズな避難に重点を置き進めましたが、広報活動が課題として残りました。

(5) 第30回森林レクリエーション全国研修会について。一般社団法人全国レクリエーション協会(会長三浦雄一郎)主催の第30回森林レクリエーション全国研修会に参加しました。研修先は、高知県馬路村で10月19日から21日の日程で、元金山営林署長をはじめ自治体職員、民間事業者など13名が出席しました。馬路村は人口800人で「ゆず」による村おこしで有名な村ですが、総面積の96%が森林で、うち75%が国有林という山とともに栄えたところです。1本3千万円の値がつくスギ材を出した優れた天然林は、日本三大スギ美林の一つと言われています。馬路村は、自治体、JA、森林組合は合併をせず、いずれも単独で経営しています。ゆず製品はJAが経営しており、工場案内は本年役場からJA職員に転職した45歳の男性課長より、JAの雇用は約100名で30億円の年商があり、通販等で外資を稼ぐほか、村内でお金が回る仕組みになっていること。森林組合と村が出資する製材工場は、JAが債務負担行為を行っているが、JAの組合員が森林組合の組合員で

もあるため理解が得られているとの説明を受けた。ここでも地域づくりは人づくりの印象が強く、特産品を地産地消して、販売を域内で行うことにより、資金が循環する仕組みを作っていくことが必要と感じた研修でした。

主な用務は記載のとおりです。入札につきましては、占冠村共同住宅給水工事ほか5件を執行しております。以上で行政報告を終わります。

議長(相川繁治君) これで行政報告は終わりました。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 一般質問

議長(相川繁治君) 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

4番、長谷川耿聰君。

4番(長谷川耿聰君) お許しをいただきましたので一般質問させていただきたいと思っております。体調の関係で時々声がかすれて聞きづらい点もあるかと思っておりますがお許し願いたいと思っております。それではまず質問の1点目でございますが、小規模多機能施設とま~るの安全管理についてということでございます。先日、とま~るにおいて泊まりの高齢利用者が救急車とドクターヘリにて旭川医大に運ばれ、3週間後亡くなるという事態が発生いたしました。

この件について4点ほどお伺いしたいんですが、私の伺いたい主旨について若干、最初に説明させていただきたいと思っております。この施設は占冠村でお年寄りの方々が安全で安心して利用できる唯一の施設でありまして、

サービスも良好、利用者の方々から喜ばれております。この施設が安全で安心して運営できる第一の条件は、医者との連携が絶対の要件であると思っております。しかし、現状をみると特に土曜日、日曜日の医師の不在が多く、また、医師の不在中の対応をしっかりと初めて安心・安全な環境を整えることができると思っております。こうした観点から4点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、1点目はどのような要因、原因でこの事態が起きたか、経緯も併せてお伺いしたいと思っております。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 議長、反問したいんですがよろしいですか。

議長（相川繁治君） 分かりました。村長から今反問権が行使されるということで反問の請求がありました。これを許します。

村長。

村長（中村 博君） 今ご質問いただきましたけど、その中でこのような事態という表現がございました。このような事態とはどういうことなのか具体的に伺わなければ答弁できないところもありますので、その答弁をお願いしたいと思っております。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川議員。

4番（長谷川耿聰君） 前段に申し上げましたように医師の不在ということがこの施設の安心・安全の確保をされるというふうに思っております。この医師の不在というふうな状態の中で起きた原因ということでありますのでその経緯を伺いたいということでございます。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） この件に関しましては利用者個人が特定される事案でもあります

ので事実経過についてのみ答弁いたします。ご家族が不在になるとの理由によりまして10月7日から宿泊サービスを利用されました。2日後のお昼に体調が急変したため救急搬送され入院しておりましたが、同月末にお亡くなりになりました。以上が経過でございます。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 次に2点目に移らせていただきます。村が指定管理をさせている施設で、ここにも“このような事態”という文句が出ますが、これも医師不在ということでこのような状況の中で村の考え方や責任について伺いたいと思っております。また、指定管理に対する村の管理責任についてもお伺いしたいと思っております。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） この日は、まあ医師のことでお尋ねでございますので、この日は日曜日だったと思っております。そういうことで医師は休日のため休んでおりました。村内には医師不在となっております。救急案件から消防に要請をしまして、処置をしたということでございます。そういった内容を指定管理者のほうから受けておりました、それらの処置については適切に行われたとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 一通り最後までお伺いしたいと思っております。指定管理者と村の担当は、発生原因の分析や発生時の対応、今後の対応についての話し合いの機会を持たれたと思っておりますが、それらの内容についてお伺いしたいと思っております。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 村では11月8日の日

に消防に対して救急搬送の状況をお聞きしております。また次の日の11月の9日には施設の管理者からサービス利用者の体調急変に伴う施設の対応について報告を受けております。両報告から申し上げますと、救急搬送及び施設では適切に対応されているとそのように判断しております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それじゃあ4点目について。“このようなことは”ということでもここにも出てますが、医師不在中における発生ということで、それでこれからこういうような医師不在中に再々起きると思いますがこれは起こしてはいけないことだと思いますので、これからの対応について村長はどのように考えているかお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。医師は村立診療所に配置しておりますけど、村立診療所の役割としましては、昨年お示しいたしました占冠地域医療指針で申し上げましたように、村民のだれもがいつでもどこでも症状に応じた医療を受けられる、そのことが最も重要と考えておまして、そのような医療ができないか今模索しているところでもあります。

しかし、そうすると医師の2名体制ということになりますので医師不在を解消させたいところですが、現在のところ困難であると言わざるを得ません。村としても小規模多機能型居宅介護施設につきましては、在宅福祉を補完する施設としてこれからも指定管理者とあらゆる面で協議を進めながら住民の方に使っていただけるそういうものにしていきたいと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 全体的にちょっとお伺いしたいんですけども、せっかくできた施設、特に高齢者施設というのは医師との対応が冒頭申し上げたように絶対的な要件だと思うんですよね。土曜日、日曜日には必ずと言っていいほど医者がいないと。例えば付近の近隣町村のお医者さんが緊急時に占冠のこの施設を診てあげるとかというようなそういうようなことも含めて対応を考えなければ医師不在中の施設ということは安全確保されないような気がするんですよね。これからもおそらく1名体制の医療体制が続くと思うんですけども、この施設が本当に安心して良い施設だということについては、やはり私はくいようですけども医者がなんらかの格好で目を光ってなきゃならないとこのように思います。将来に向かって村長はどのように考えているか、もう一度ご説明をお願いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 先ほど言いましたように、占冠診療所のめざす方向としては明確になっておりますけど、財政的な面、それから人も含めて2名体制は無理であると考えております。それを補完するのに今消防が緊急の時通報して対処しているとそういう状況しております。今回も異変を察知して職員が消防に通報、それから救急搬送までそんなに多くの時間かかっておりません。今後医師の不在時にはそういった体制で今後とも進めていく予定であります。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 医者がいないということはこの施設を任されている担当の職員たちも非常にウエイトがかかると思うんですよね。大変苦勞されると思うんですよ。そういう面からしても、やはりなんらかの格好で

不在中にどっかの医師と連絡を取って、この施設の運営を図る必要があるような気がするんですけども、その辺の考え方を村長もう一度お伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 例えばですよ。日高の診療所とそういう提携関係を結んだといたしましても、日高からこちらへ来て診察してもここでいろんな検査はできないですから、2次病院に搬送するとそういう形になると思います。そういった判断はうちの消防もできますので、一刻も早く2次医療病院・機関に搬送するためにはやはり機動力のある消防を活用していく、それ以外にないと思っています。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） いずれにしてもせっかくなので、これはここを利用される人の安心・安全というものの確保が絶対要件なんで、その辺を十分考慮に入れて実行していただきたいとこのように考えています。質問はまだありますのでこの件はこの程度にしまして、次に質問の第2番目に移らしていただきます。

トマムガソリンスタンドとトマム公園についてということで村長の見解をお伺いしたいと思います。まずトマムのガソリンスタンドの件でございますが、トマム給油所については住民からの要望があるとのことで、28年度当初予算に改修工事費1590万円、地下タンク・配管法定検査委託料30万円が承認され、これは11月15日までもろもろの改修工事が行われております。しかし、肝心の給油所の運営主体と想定したトマム町内会を構成員とするNPO法人の設立が進まず、年度内の開店を断念するという報告が12月2日の全員協

議会で示されました。この件について何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目として、トマム町内会がガソリンスタンドの運営を担うことは、どのようにしていつ頃、誰と誰が決めたのか。その経緯についてお伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。結論から申し上げますと、トマム町内会がサービスステーション・ガソリンスタンドを担うことは現時点において決定しておりません。去年の全員協議会、27年の8月31日の協議会で給油所の運営方法についてご説明させていただいており、民間企業が撤退した背景に鑑み、もっともコストをかけない方法として村民やNPOによる運営が望ましい。まずは町内会に相談したいと村の方針を議会へお示しし、その後、住民懇談会や給油所説明会を通じて運営協力をお願いしております。

今年度の村とNPO準備会、町内会が主体ですけど、の取組みは12月2日の全員協議会で担当よりご説明させていただいたとおりであります。運営者の決定ですが、村としては指定管理を考えていますので、施設を整備し、その後運営者を決定するという手続き自体は他の公共施設と同様に議会での承認を経て決定されるものと考えております。従いまして、現在は村がNPO準備会に協議をお願いしているということでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 村長できるだけ早くお願いします。次に2点目の町内会の総意であります。トマム町内会の総意であるんですが、総意決定はどのようにされてるか、伺ってるかお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。村が行ったトマム集落対策アンケートがありますが、その調査結果から買い物対策の次にガソリンスタンドの再開要望、60世帯中52世帯がその要望がありまして、これを受けて2年の期間を費やし、議会にも相談したうえでガソリンスタンド施設の取得に至りました。運営は現在地域に協議をお願いしているところでありまして、町内会で意思決定したというものではありませんが、ガソリンスタンドの営業という商業活動になりますので、町内会よりNPO法人で会計処理することが望ましいとの判断から準備会の中で協議が進められてきたと聞いております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 次に3番目に移させていただきます。ガソリンスタンド運営主体の設立より改修工事のほうが先行しているのはどのような事情によるものですか。お伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。改修工事先行の理由でございますが、民間ガソリンスタンドの閉鎖後、施設取得の協議にかなりの期間を要しましたので、村民の生活環境の改善に向けてなるべく早く再開していきたいとの考えから、施設整備と運営協議を並行して進めていこうと判断したものでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それでは次に4番目に移させていただきます。NPO準備会が3回開催されております。1回目は4月26日、2回目は5月12日、3回目は7月20日ですか。NPO申請に至らなかった理由はどのように考えられておりますか。お伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。トマム町内会で会長が世話人となり、その設立に向けてNPO法人設立準備会を3回ほど開催しておりました。しかしながら流会となりました4回目の会議で意見がまとまらず、世話人である町内会長から辞表が提出されたと聞いております。そのため申請書の準備はしていたようですが、提出まで至らなかったとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それでは5番目に移ります。NPOが認定されるまでは、申請から概ね3か月かかることは明らかでございます。改修工事が開始された9月に申請されれば完成の11月に営業開始できるのでないかと思えます。10月の議会、総務産業常任委員会所管事務調査事項で担当者がそのように説明しておりますが、これについて並行してやれば、もう今頃までに終わってると思うんですけど、これについてご説明願います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。ご指摘のとおり、9月に申請していれば認可後所要の議会手続きを経て、準備が整い次第営業が開始できたと思えますが、全員協議会でご説明したとおり、トマム町内会の諸事情によりNPO設立の協議が先送りとなった事情がございます。先にも申し上げましたが、民間企業撤退の経過から極力村費投入を抑えていく形で長く営業を続けていくためには、地域に協力していただくことがその目的達成においても有効であると考えております。しかし、これまでご説明したように、急遽代表者が退任する事態となりましてトマム町内会では進めることができなくなりましたので、

今後の運営組織については改めて地域住民のご協力と賛同を得ながらその設立に向けて協議を進めてまいりたい、そのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 質問事項がもう一点ありますので、これをお伺いして全体的にお伺いしたいと思います。営業のための危険物資格所有者ですか、これについてはどのように考えられておりますか。

もう一点、この営業を開始するにあたって、6か月間スタンドの経験がなければだめだというお話を、私聞いたわけですが、その辺の考え方はどのようになっておるかお伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 運営につきましては先ほど来申し上げてますとおり、指定管理を予定しております。法の定めによりまして指定管理において有資格者を配置していただきたいとそのように考えております。

6か月の関係ですが、資格を持っていても保安監督者を置くには6か月間の実務経験が必要とそういうことでございます。有資格者を置くんですけど、有資格者とは保安監督者を配置することになります。ただ単に乙4の資格を持っていればいいというものではなく、保安監督者を配置することになります。その保安監督者を配置するには6か月の実務経験が必要ということです。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） トナム地域に商店もなくなり、ガソリンスタンドもなくなり、非常に住民生活に不便をきたすような地域になってしまって、それで私たちも行政懇談会やなんかに議会の懇談会に行くと、必ずその

話が出るんですけども、これだけ必要とされておいた店や、また、ガソリンスタンド、せっかくここまで完備され営業開始できる状態までいって、それでもいろいろな事情で会長が今、村長が言われてるように辞めてしまったとかってというようなそういうようなことで、どういうわけでそのようなことになっているか。そのへん村長はどのように考えているか一言お伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 準備会が3回も開催されてNPOの形といいますか、いろんな申請に関する書類の整備もできた段階での今回、町内会長辞任ということでございますが、辞任された理由については私は承知しておりません。諸事情があるのかと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 開業寸前になってこのようなことになるということは誠に残念なことだと思います。年度内に開店できないというような状況でございますので、これはなんとか行政の力で一刻も早くトナム地域の住民の方々と話して開業するように努力しなきゃならんと思うんですけども、そのへん今後の村長の考え方としてはどのように考えておられるか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 行政といたしましても施設整備が済んでおりまして、いつ営業しても良いような状況になっております。先ほど申し上げましたように、村直営では無理でございますので新たな形で町内会に再度協力申し上げるとともに、そういったNPO設立に向けて村のほうも協議してまいりたいそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それじゃあ質問の（7）番目に移らせていただきます。この件と同じようなことがトナム公園の建設について行われていると私は考えております。そこでこれも新年度に予算をきちんと取っております、調査費。その後トナム公園の建設について現在どのような推移になってるかお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。トナム公園の建設につきましては、本年度、基本計画を作るのに3回のワークショップを開催しております、住民の方々の意見を頂戴し策定すると。その内容を9月の定例会でご説明申し上げました。この業務は3社の見積もり合わせで業者を決定いたしまして、10月7日に契約を締結し、来年の3月15日を工期として進められています。このうち、ワークショップの開催は第1回目を11月5日に大人19名、子ども7名の参加があり、2回目は12月10日、大人11名、子ども1名の参加がありました。今後3回目を1月後半から2月前半に予定しておりますので、基本計画がまとまりましたら内容等について議会にご相談させていただきたいと考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） ちょっと聞きもらしたんですけども、最終的に成果品が上がってくるのは3月の何日って申しましたか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 工期が3月15日になってますので3月15日までは上がってくる予定です。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） これあの新年度の今年の3月ですか、予算議会の時にも私かなりこの問題について申し上げたんですけども、3月の当初予算で取ってその予算が10月の7日に契約されて、しかも年度末ぎりぎりの3月15日に完成するって、いったいこれどういような理由で6か月も7か月もblankがあったのか。これ私あの考えるのには実際にこの公園が必要であったか、ないか。それからあのスタンドにおいてもせっかくここまで営業開始できる寸前まで行ってそれでNPOが結成できないって、当初からやはりトナム全体の合意体制というものの調査が不足しているためにこういう問題が起きたんでないかと私はこのように思います。

特に公園については不確定要素の予算を出したと、これはここに議事録ありますので、予算を取るには不確定な要素を取るものでなくて、ある程度確定されたものの積み上げであるということを申し上げたわけでありまして。それが全部この2つの件にしわ寄せになると。だからやはりこういう問題については住民の全体の合意体制のもとに新年度の予算をきちんと取るということが非常に大切だというふうに思いますけども、そのへん村長の考え方をお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） ガソリンスタンドも公園整備もいずれもトナム地区の住民要望を踏まえて着手した事業でございます。トナム地区での道路、公営住宅整備などのインフラ整備が概ね終了できましたことから近年保育所や学校の児童生徒の減少も踏まえ、トナム集落の人口減少対策、それから定住促進の取組みに注力、これから力を注いでいかなければならないと考えてございます。それから当

初予算で確かに予算組んで9月に補正をしてございます。補正後の仕事の着手になりますから、10月に契約したと時期的にはそういうような経過になっております。公園ってというのはあの半永久的なものですから、やはりトマムの住民の声ですとか希望をくみ取りながら一つのものを作っていくそういう過程が大切であろうと思ひまして9月に予算の組み替えを行ったところでございます。以上でございます。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 私の申し上げたいのは、せっかく新年度で予算を取ったんですからやはりその年度できちっと予算を消化して事業を完成させて実行するというのがこれ本当の税金の使い方だと思うんですね。なぜここまで遅れたかっていうことはこれ不確定要素なものが出すからということとは住民の、全体の住民の合意は得られてないからこういうことになったんですよ。だからあのスタンドの問題でも途中で壊れてしまう。公園の問題も3回はワークショップやったけども、それもすでにもう遅い時期にやっていると。

だからやはりこういうようなことについては当初予算でしっかりした住民の合意のもとで、概ねの数字でなくてしっかりした数字を持って予算書に表せればこれまで遅くならないし、ガソリンスタンドもやはり正常に運営されたとこのように思います。今もうすでに遅くなってしまってるからいずれにしてもあの何回言ったってどうしょうもないんですけども、今後において村長、このようなことのないような格好の村政をやらんと税金の無駄遣いになってしまうと思うんですよ。有効に税金が活用できないというふうを考えられますが、最後にもう一回だけ村長の答弁を聞いて

て終わらせていただきます。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） ガソリンスタンドの事業と公園の事業とは根本的に違うと思っております。先ほど申し上げましたように両事業はトマムの地区から切実な希望として、要望として挙げられてたものでございます。石油スタンドにつきましてはまあ受け方と申しますか、運営するところがまだ確定していませんし、公園については当初確かに予算を上げました。この予算で果たしていいものができるのかという議論も内部でございまして9月に補正をさせていただきました。税金の無駄遣いのご指摘ありましたけど、振り返ってみてやはり訂正するものは訂正してよりよいものを作っていくと、それが税金の有効的な活用になるとそのように考えておりました。若干時間はかかりますが、良いものを住民の要望に応えるものを作るためにそういったことも必要であるとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 次に、5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたのでいくつか一般質問をさせていただきます。住民の皆さんに分かりやすい議論を心がけていきたいと思っておりますのでご協力よろしくお願ひしたいと思っております。

まず住民目線の行政サービス。詳細に入っていく前にですね、質問の主旨を述べさせていただきます。占冠村は1100人から1200人ほどの小さな村ですから、他の市町村と比べて住民と行政が近いということは大きなメリットだというふうに思っています。行政は住民の目線を大切に、そして住民も自

分の村づくりを進めるという当事者としての意識を持ってともに考えて行動して行くことが大切ですし、占冠村はそれができるヒューマンサイズの自治体であると日々その可能性を実感しています。

一昨年ですね、3者協定を結んでいる北海道大学の環境科学院の山中先生のご紹介で徳島県神山町の大南信也さんに村に来ていただいて講演をしていただきました。神山町は現在地方創生の大変な成功例として全国から視察が絶えない地域になっていますけれども、この神山町ですね、町づくりのキーワードとして“自分事”という言葉があります。つまり行政も住民も他人事ではなくて自分事としてどう地域課題に向き合っていくか、その地域の課題を財産として考えて、ともに手を携えてその理解を解決策を探していくのかこれが最も大切なことだというふうに考えています。このために3月には“むらびと条例”が制定されたというふうに思っています。

私はこのむらびと条例非常にいい条例だというふうに思っています、もっともっと住民の皆さんにも理解をしていただければというふうに思っています。このむらびと条例の21条の職員の責務というところがあります。職員は、法令を遵守し、村民の視点に立って公平・公正かつ誠実に職務の執行に努めます。職員は、むらづくりに関する情報収集に努めながら、必要な能力の開発と自己啓発に努めます。職員は、自らも村民の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するように努めますと。第22条ですね、村の行政組織は、村民に分かりやすく、効率的・効果的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び村民のニーズに的確に対応するよう編成しますと。これがむらびと条例の21条と22条に

なっております。

これを政令したという中で、まず行政がなすべきことはまさに住民の目線ですべての物事を見ることだというふうに思います。行政の論理・行政の目線を全職員が変えることが大切だと思っています。まずこの全体主旨について村長のお考えを伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 村職員の責務でございますけど、条例に定めたとおり村民のためにあらゆることに立ち向かっていくとそういう姿勢が大事であろうと思っておりますし、できたばかりの条例でございますので、これから入づくり含めてこの21条については職員にもきちんと理解して、するように指導してまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 詳細の部分に入っていきたいというふうに思います。まず申請書類のダウンロードということですが、占冠村のホームページにはですね、各課の案内の中に申請書類一覧のページがあります。ダウンロードできる書類がまちまちで、とても便利とは今言えない状況です。大きな市になるほどですねこのへんは整備をされていますが、住民の規模、地理的条件も比較的近いですねお隣の南富良野町と比較をさせていただいたんですけども、南富良野ではダウンロードできるんですが占冠村ではできないというものに、ここに記載ありますが、例えば水道使用申請、下水道使用申請、公営住宅の申請、マイホーム助成の事業申請、郵送による戸籍請求、離婚届、死亡届などがあります。いずれもですね住民生活に密接に関係する書類ばかりです。また、村独自のものでは住民活動の推進事業、占冠村地域企業振興条例の

申請、こういう住民にはぜひ使ってもらいたいというようなものの申請書類のダウンロードもありません。住民の利便性のためにこれらの大幅な見直しをすべきと思いますが、このあたりの今後の対応についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。現在村のホームページからダウンロードできる申請様式には、議員ご指摘のとおりすべての申請様式は掲載されておりません。生活に密接に関係する申請様式については掲載に向けて関係課で見直しを検討してまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 同じく申請書類の件なんですけれども、押印省略ということについてお伺いしたいというふうに思います。書類への押印、印鑑を押すということなんですけれども、この廃止のガイドラインっていうのが平成9年に総務省から出されていて、まあもう20年近くも経過をしているわけなんですけれども、村の申請書類にもこれに該当するものが散見されると思います。

例えばダウンロード可能な双民館の使用申請許可に捺印が必要になっているんですが、こういったものが必要かどうか。ガイドラインに沿って村の書類・申請書類を点検して、住民負担の軽減をしていただきたいと思います。窓口で一回来て署名だけではだめで捺印もいるといわれてまた印鑑を取りに帰る。このようなことがないように整備していただきたいと思います。対応をお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。本村においても総務省の平成9年の申請負担

軽減対策に基づいて定められた押印見直しガイドラインに沿って押印のあり方を見直し、廃止を含めた合理化を行ってまいりました。記名を求める必要性や実質的意義に乏しいものや署名に押印を求めているものなど押印廃止の基準を再確認し、住民負担軽減のためにこれも見直しを行ってまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 続きまして、外国人への対応ということでお話したいと思います。主にホームページの件なんですけど、以前にもですね外国人の方の窓口対応について質問させていただいたんですけれども、今回ホームページについてお伺いしたいと思います。

現在ですね村のホームページを開きますと日本語でいろんな情報が出てきます。一番上にですね英語と中国語と言語切り替えがあるんですよ。通常の言語切り替えというのは今表示されているものが言語切替である程度は表示されると。それで外国人の方も対応できるというものなんですけれども、うちの村の場合は言語切り替えのホームページはまったく今の村のホームページとは違うホームページで、例えば村の地理はこうですよと、か、気候条件こうですよ、季節はこんなですよ、観光はこんなのがありますよというパンフレット的な内容が出てくるんですね。ということは外国人の住民の方が何か申請をしよう、何か問い合わせたいなと思ってホームページを開いてそこをクリックしてもまったくその窓口についても出てこないという現状になっています。これはやはりこのグローバルの時代に修正をしていく必要があると。

まず早急にですね外国語しかできない方、英語しかできない方はこちらにお問い合わせください。メールアドレスでも電話番号でも

いいと思うんですよね。そこで対応ができる窓口を設置していただきたいということが1点と、やはりですねこれはホームページの大幅修正が必要になってきているなと思います。前回の議会の時に質問させていただきましたが、やはり災害時の情報提供ですねこれも現在タイムリーにできない状態にホームページはなっています。例えばSNS、フェイスブック等との連携ともですね現状ではない状態です。この外国人の対応含めてですねホームページの大幅な修正を早急にしていただきたいと思うんですが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。外国人の対応でございますが、現在外国人の窓口対応について、リゾート従業員につきましては以前もお話したとおり転入・転出等の手続きには通訳者を同行していただいて対応しているところであります。本庁窓口には外国語といっても英語ですけど対応できる職員は配置してございます。それから村のホームページでございますが、確かに議員ご指摘のとおり村の紹介等のみになっている現状であります。ホームページ全体について見直しが必要と考えておりますのでちょっと内部で検討させていただきたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 次に行きます。診療所の案内という、これも小さなことではあるんですが、占冠中央の診療所には診療時間が掲げられております。診療時間、火曜・木曜・金曜、休診日、月・水・土日・祝日と書いてあるだけです。あと時間も書いてありますけれども、このうち月曜と水曜はトママで

診療をしているというわけですから少なくともその情報は示すべきではないかなというふうに思います。住民の方がですね子どもが熱を出した時にパッと行って今日が何曜日だったか分からずに行ってですね、「今日やっけないんだな」と車があればトママまで走ること可能だと思うんですよね。そういったですね、日高町の情報までそこに掲載するっていうのは難しいかもしれませんが、村で行っている診療所の情報はしっかりと掲示をすべきじゃないかなというふうに思います。具合が悪くて診療所に来た方は一刻も早く診療を受けて薬を処方してもらいたいというふうに考えていると思いますので、こういった住民目線の情報の告知ということも必要だというふうに思います。村長の考えをお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 両診療所の診療日・診療時間・連絡先等につきましては診療所並びに村広報で周知しているところであります。ただご指摘のとおり村のホームページにはそこまでの詳しい情報は載せておりませんのでそれは改善まいります。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） ホームページじゃなくてこれは診療所の前にあるサインなんですよ。診療所の前に掲げてあるサインに占冠中央の中央の診療所は中央の営業時間としか書いてないと。休業としか書いてないということなんですよ。そのあたりのところも確認していただいて、要は住民が診療所に行ったときに今日は休診だけでもトママでもやってるっていうことがしっかり分かるように。それは普段広報見ている住民の方もいらっしゃるんですが、そうじゃなくてたまたま村に来て診療所を使う方もいらっしゃると思いますので、そ

ういった意味で両診療所にしっかりとトマムと中央の診療所でやってる時間等を掲示してほしいと。再度お伺いします。

議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。現在はそれぞれの診療所の玄関に両方の診療所の診療日・診療時間を掲載してございますので、ホームページはそれされていないということでホームページのほうは訂正してまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 次に移りたいと思います。総合センターのトイレの手ふきということですが、これは以前から気になっている事で村の住民目線の行政サービスということができていないという証のような事例だというふうに私は思っております。

当然総合センターのトイレは職員だけでなく役場を訪れた住民の方々も使うと。しかし、手洗いには手ふきのための設備がありません。2階と3階のトイレには当時の張り紙がそのままです。経費削減のためにペーパータオルは廃止をしましたというふうに書いてあるのみです。普段から使っている職員は経費削減のためにハンカチを使うということはこれは素晴らしいことだと思いますが、ではハンカチを持っていない住民はどうすればいいんでしょうかと。これはですね長きに渡ってこういう状態が続いていました。多分職員の方々もなんとなく違和感を持って使っていた

と思うんですよね。でも今までずっとこれできているからいいかと、もしくはタオルが1本かけといた方がいいかなって、かかっているけれどもそのままずっとかかっていたまになってるという状態。ただここをですね住民が使うことを考えればすぐに対応していくというこの視点が欠けているんじゃないかなというふうに思います。単純にこれをペーパータオルつければいいということではなくて、経費削減ということ掲げてこういう対応をとられてきたわけですからそれも継続したうえでどういうふうにしていくか、このあたりのことをお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。この件に関しましては村の財政悪化に伴う財政再建のため施設維持経費削減の一環としてペーパータオルを廃止して、職員及び住民のみなさんにハンカチの帯行をお願いしているところであります。総合センターは来庁者も多く、住民の皆様にはご不便をかけていることから本年11月から順次ジェットタオルを設置しております。なお、職員につきましては引き続きハンカチ帯行について周知徹底させながら経費節減を継続してまいりたいとこのように考えております。現在3階にしか付いていませんけど次年度以降予算化しまして2階、1階にもジェットタオルを設置したいと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） この項目で最後の質問にいきたいと思いますが、ワンストップ窓口の設置をとということです。住民にとって役場窓口の申請っていうのは難しいものです。特に高齢者にとっては、自分に必要な申請をどの課で行うか、どんな書類が必要か役場に

行って戸惑うことも多いと思います。これは村に新しく移住して来た方にとっても同じことです。現在ですね入口に入りますと戸籍課があって戸籍課の担当の職員がですねできるだけ村民に声をかけて住民サービスに努めています。ただですねやはり限界ありますし、課をまたいだ横断的なサービスはできないという状況です。

うちの村はですね、他の大きな市町村と市と違って受付を作ってもそこに人が常時来るわけではないというのはもちろん承知のうえです。ただ受付も業務とした兼務の方がですね、やはり入り口近くにあって住民の受け付けはそこですと、そして各課に引き継いでいく。そういったことがですねこの顔と顔がわかっているうちの村ではよりやりやすいと思うんですね。窓口に行けば、あの人がいると。その人に相談すれば全部こう「あっち行けばいいよ」「こっち行けばいいよ」「こうですよ」と教えてくれる。そういったですねサービスができないかと。

今村に入っていきますと、なんとなく挨拶するようないないような、目が合えば挨拶をする、しない。ちょっとですねそのあたりも住民の中ではなんで挨拶もないんだという方もいらっしゃると思います。仕事しているほうも忙しく仕事してますので全部が全部ホテルのような対応はできないにせよですね、こういう住民サービスをするんだという体制を含めた方向性を明確に示していくというのは大切なことではないかなというふうに思っていますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。いろいろな申請業務に関しましては議員ご指摘のとおり、一つの窓口で完結させることは

できない状況になってます。ただ、相談を受けた事項に関しましては責任を持って担当課へ案内する、または複数に渡る場合は担当課を呼んで一か所で申請していただくよう指導してございます。先ほどのむらびと条例のこともありますが、住民目線で仕事をしていく、このことが職員にとって一番大事かと思っておりますのでそういった職員教育を含めながら今後取り組んでまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） このワンストップ窓口の仕組みを作るっていうのはですね、職員側も非常に助かることだと思うんですね。要は、今はどこにいったらわからない人がうろろしている中でどう声をかけようかっていう状態で、しかもみなさん仕事は忙しいわけですからご自分の仕事だけで手いっぱいの中でそういう対応もしなければならぬという状況です。

ですので受付を作ってそこに人を配置することでこれは職員の業務の軽減にもつながるんですね。住民サービスと職員の業務軽減にもつながると。しかもそれほど業務量は多くないと思いますので、ここは工夫だと思いますが、きちんと担当の方を作って人が足りなければ臨時職員等も配置するとそういったことも検討していくべきではないかなというふうに思いますが、職員にこの今の現状の中でなんとかしてサービスをよくしろというのは酷ではないかと、新しい仕組みをちゃんと作った中でサービスを提供していくということが大事じゃないかなというふうに思います。再度お伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 今の役場の人員体制

からいくと専門の窓口というのは設置できる状況にはございません。ただその仕組み作りという点ではどういった仕組み作りができるのか、ここは検討する値があるとそのように思っていますので、4月が一つの目処になりますけどそういったことができるかどうかの検討は4月までにしてまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） この人事の権利というのは村長の選任事項、専決事項ですので村長の英断というかがあればできることであります。もちろん今現状で本当に仕事がない職員は一人もないというふうに思っていますが、新たに雇用するということも考えられるんじゃないかなというふうに思っています。最後にもう一度確認の意味でお聞きしてこの質問を終わりたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 村長の一存で人事やるわけですけど、そこは全体の仕事量ですとかいろいろ配慮しなければならぬことございますので、先ほど申し上げましたようにそういうのができるかどうか、そういった仕組みが可能かどうか、そのことは検討いたします。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 質問の2に移ります。ジビエ工房森のめぐみについてです。質問の主旨を最初に述べさせていただきます。村の有害獣、農業被害の対策は農地を柵で囲むのではなく狩猟によってコントロールをしていくという方針を決定して、村は2012年4月に野生獣処理解体加工施設ジビエ森のめぐみを字占冠に建設して、すべての有害駆除の鹿もこの施設に持ち込まれることになりました。

これによって他の市町村と違って狩猟後に写真を撮ったり尾っぽを切ったりしてその確認さえできれば有害駆除が出るということではなくて、うちの村はすべての鹿をこの施設に持ってこないとそのお金が出ないということになりました。これによって放置がなくなって衛生上、またヒグマの誘因の可能性も低くなって住民の安全性は高まったというふうに私は考えています。オジロワシみたいな鳥もかなり見る確率が減りました。

またですね平成26年、2014年には猟区が設定されて、ガイドなしでは一般のハンターが村内で狩猟することがなくなりました。これは道内では西興部村と占冠村だけです。狩猟免許を持っていても村に申請をしたり、ガイドをつけないと狩猟ができないということで、さらにですね銃を持った方が村内に入ってくるという住民にとっては、不安な部分があるですね解消されて安全が確保される状況になっています。

そしてジビエ工房に持ち込まれた肉は処理加工されて、鹿肉は全国的なジビエというブームも手伝って順調に販路は拡大しています。村内でもですね、湯の沢温泉やレストランで人気のメニューというふうになっています。村民の子どもたちも鹿肉が好きだという子どもたちも増えてきて食文化としても根付きつつあるというふうに考えています。施設の建設には当初反対もありましたけれども、時代の先を読んで思い切って施策を進めたことで現在の状況があるというふうに考えています。

一方でですね農業被害の軽減についてはまだまだ不十分という声も聞かれて、農作物の種類によっては防護柵と狩猟の併用も考えていくべきというふうに思っています。こうした状況の中で、来年の春にもう5年を迎えるわ

けですけれども、次の5年はどのように展開していくのか村長のこれまでの総括と考えをお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。ジビエ工房森のめぐみでございますが、エゾシカを主体とした資源活用による村独自の価格追求、価値の追求をめざしたものでございまして、占冠村エゾシカ対策基本構想における狩猟環境の整備、これは猟区それから観光資源そういったものを意味しております。それと有効活用の促進そういったことを図るための重要な施設であると認識しております。エゾシカ対策基本構想におきまして猟区の設定を終えたことから見直しを今指示しております。今年度内もしくは来年度早々に新しい基本構想を策定する予定となっておりますので、その中でジビエ工房の展開について示してまいりたいとそのように考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 次の質問にいけますが、今年ですのエゾシカ協会のエゾシカ肉の認証制度は廃止されました。ジビエ工房についてはこの認証制度を受けておりました。新たにですね北海道が運用するエゾシカ肉処理施設認証制度ということが開始をしています。道内では7つの施設が認証されましたが、村の施設は認証されていません。占冠村のエゾシカがおいしいと知っている方がたくさん増えていきますので、「あれ占冠認証されていないだね」という声も外部からも聞かれています。この制度の認証にはですね北海道HACCPのA評価が必要になります。より今よりも厳密な衛生管理の手法が必要ということです。ジビエ工房森のめぐみも開設当初か

らですねHACCP対応の施設ということでしたが、今後も安全で衛生的に管理された占冠ブランドのエゾシカをPRしていくためにはこの認証を継続していくことは不可欠です。現状と方向性についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。ジビエ工房につきましては、建設の段階から北海道HACCP制度に対応した施設とする旨を説明してまいりましたし、その考えは今も変わっておりません。ただ、エゾシカ協会や北海道のエゾシカ肉認証制度におきましては、施設設置者が認証を得るものでなくあくまでも利用者が認証を受けるものであるとそのことはご理解をいただきたいと思います。建設当初から認証制度に対応する施設としてこれからも定期的に維持・補修を進めてまいりますし、エゾシカのエゾシカ協会の認証制度よりも高度な施設改修が必要である場合は同様に施設の改修も進めてまいりたいとそのように考えております。基本的には概ね5年に一度程度は重要な構造物、壁だとか床だとかそういったことも含め点検して改修を行う予定でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 最後に確認をさせていただいて終わりたいと思うんですが、現状の施設でそれほど大きな改修をしなくてもこの北海道HACCPは取れるというふうに私は聞いております。もちろん認証制度を取るのには運用している者なんですけれども、やはり村としてこの認証制度は大きな影響を及ぼしますので、村としてこの認証制度を取るべくして進めていくというふうにお考えと確認をして質問を終わりたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） ズビエ工房も建設前から商工の関係者、観光協会の関係者から衛生的な施設を作ってほしいと、良い肉を作りたいとそういう要望があつての建設でございますので、施設についてもそれなりの整備は進めてまいります。以上です。

議長（相川繁治君） ここで午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

6 番、五十嵐正雄君。

6 番（五十嵐正雄君） ちょっと議長にお許しをお願いしたいんですけども、マスクしてやっていいですか。話し中に咳が出て他の人に唾液飛んでも悪いので。ちょっと風邪ひいてまして、途中で咳出たりしてですね中断することがあると思いますけども何点かに渡って質問をいたします。

まず 1 点目は木質バイオマス生産組合の新生産の拡大についてです。これらの取組みについては当初湯の沢温泉に薪ボイラーの導入が図られ、現在中央スキー場、それからミナトマム、道の駅にいてそれぞれ薪ストーブが設置され利用されております。また星野リゾートにおいてもですね、薪の注文がきているというふうに聞いております。また一部ではありますけども、個人の家でも村が生産する薪を利用している家庭も何軒かあるというふうに聞いております。現状の薪生産の規模ではですね、雇用の拡大とかまた労働条件の向上や定住人口をこの事業を取り組むことにより、一人でも二人でも増やしていくところといった初期の目的、こういったものがなかなか成果として大きく上がっていないというの

が現状だというふうに思います。取り組みはしてもですね、まだ年も浅く全体的に事業がスムーズに進んでいないということもありますけれども、今後の見通しについて村長の考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。現状では議員ご指摘のとおり認識でございます。今後につきましては各公共施設について昨年同様の納入を予定しております。また、星野リゾートにおかれましては前年比約 2 倍の 60 立方の予約が入っているとのことでございます。現在進めている地方創生の中で林業 6 次産業化の取組みがございまして、その中で札幌市内の一般住宅への売り込みを計画しており、販路については拡大する見込みであるとそのように聞いてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 6 番、五十嵐正雄君。

6 番（五十嵐正雄君） 現状の認識については我々議員も村長、村のほうの考え方については大きく変わっていないということでありまして、やはり今後のことを考えればですね、公共施設への積極的な薪ストーブやボイラーの導入をしていかなければ、なかなか初期の目的を達成するという事は困難であるということでありまして、6 次産業化の中でこれらは薪の生産拡大については札幌方面等にもこれから導入を図っていけるような取り組みをしていきたいというような話もされておりますけれども、やはり地元で一貫した取り組みと思いきった施策そういったものを進めていかなければなかなか進んでいかないというふうに思っています。先ほどの答弁もありましたけれども、再度そのへんについての考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。木質バイオマスのエネルギー導入でございますが占冠村総合計画、平成25年から平成30年の計画期間であります。その中の三大重点目標の一つでございます。そのことにより薪生産による木質バイオマス資源の活用そういったことを進めてきておりまして、具体的には湯の沢温泉への薪ボイラー、村民の理解と促進を図るため、道の駅・村営スキー場への薪ストーブの設置、それから木質バイオマスエネルギー導入促進事業による薪ストーブの購入費への助成、そういったことにより薪の需要拡大に向けた取り組みを行っております。

先ほども申し上げましたが、本当に徐々にではございますけど、薪の需要は伸びてきているとそういった報告も受けております。今後公共施設への薪ボイラー、それから薪ストーブの導入につきましては現在策定中である公共施設等総合管理計画それを勘案しながら導入について引き続き検討をしてみたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 今村のほうでは公共施設に導入すべく公共施設の管理計画を将来的に議論されているとこういう答弁であります。過去にですね薪ボイラーの取組みの過程の中でとま～るか、今の小規模多機能施設あそこに残念ながら地熱を利用した新たなエネルギーということで導入されました。多くの人たちは当然あそこで薪ボイラーが設置されてくるだろうというふうに思っていましたけれども、残念ながらいつの間にかですね、地熱ということで議会も乗せられてしまってそこに進んでしまったという経緯があります。

問題はいろんな取り組みの中で全庁的な横

断的なですね、こういった取り組みをしていくという庁内の合意形成をやっぱりきちんとしていかなかったら、それぞれの課で総合開発計画を進めていくんだけど、それが線になっていないという過去の反省点があります。ですからそのへんについてもですね、十分気をつけながら全庁的な、庁内で取り組めるような体制を確立して行って、そういった公共施設の管理計画の中に導入を図るべく、意思統一を図って進めていく。結果として計画の中に出てくると、こういうことをやっていかなければならないというふうに反省も実はこちらとしてはしているところなんです。そういった取り組みをですね、まず今の村長の答弁でもありましたけれども再度、そのへんについての全庁的な取り組みについての、村長としてどういったことをしていくのかを考え方伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。現在庁内の中には新エネルギーに導入に関しましてプロジェクトチームが存在してます。その中で新エネルギーについては検討しながら進めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 次にですね、この間も言いましたけれども、この事業に従事している労働者というのは大きく2名なんですよね。そこで働いている人たちの労働条件っていうのは残念ながら村が関与している事業の割には低位な労働条件の中で働かされている。また、先の見えない状況の中で働かされているというのが今日の実態です。

前にも申し上げましたように、結婚適齢期の人が今の賃金じゃとてもじゃないが結婚で

きるような状況にないということを家族からも強く実は言われていた経過があります。ですからもう少しそのへんはこの村で住んでよかったですと言えるような職場環境にしていく。また、これをやっている地元の事業体、3事業体がこの取り組みを直接やっているわけですけれども、そういったところに対する指導等含めてですね、やはり村としてもせつかくの村の大きなこれから将来に向けた取り組みをしていくわけですから、この中で労働者のそういったやる気、生きがいができるような事業展開っていうのが必要だろうというふうに考えています。このへんについての村長の考え方、決意を伺いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 薪生産を担っている事業体でございますが、賃金をはじめとした労働条件の改善にあたっては、まず企業の収益の将来に渡って安定的に確保し、先が見える経営基盤を築いていくことが必要と考えてます。中でも販路の拡大については今後の経営にとって特に重要であると認識しており、現在進めております林業6次産業化の取組みにおいて、地域商社を立ち上げて村内事業者とともに村の資源を活用した商品開発・販売促進を行い、企業業績を向上させていく中で労働条件の改善に貢献してまいりたいとこのように考えております。販路拡大に向けては村としても引き続き支援してまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） この問題については、方向性等々問題点も明らかになっているというふうに思ってます。やはりこういった大きな事業取り組んでいくにあたっては、林業振興室を中心にしてやっているわけですけ

れども、まず林業振興室の中で職員間同士十分その方向性を確認しながらやっていかなかったらなかなか全体的な方向、そして事業体の指導育成そういったところに繋がっていかないというふうに考えています。ぜひですね林業振興室を中心にして、まず林業振興室で室長を中心にしながらいろんな問題点、課題を職員みんなで共有しながら進んでいくような体制を作っていただくことを望みたいというふうに思っています。

次の問題点に、質問に移っていきたいと思います。2番目の問題、自治体職場に労働安全・労働衛生指針の確立をということで、これらについてはですね、6月の定例議会で一般質問をいたしました。村長の答弁では、当時3件ほどの公務災害が立て続けに起きたわけですけれども、各課に仕事の内容等を点検し、課題や問題点を整理してですね、村の安全・衛生委員会、庁内連絡会議などで対策を講じてまいりますとこういう答弁をいたしました。この間どのような取り組みをしてきたのか、まず伺いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。本件に関しましては、公務災害のあった職場に対しまして事業内容の見直しと改善、また、庁内連絡会議の中で再発防止の徹底を指示しております。ただ、衛生委員会の中での協議はいまだなされていませんが、今後職場点検の結果のもと年度内に開催しまして対策について協議していく予定になっております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 状況は分かりました。今の職場の状況をなんですけれども、自治体職場ではとりわけOA化が進行してです

ね、人間性が失われ心の病に侵されている人が多く出てきております。本来このような合理化というのは労働を軽減し、人間性を取り戻すためのゆとりの合理化であるはずですが、ところが実態はそういう状況になってなくてですね、生産性だけを求めた結果、人間性が失われ、メンタルが侵される労働者が増えてきているというのが現状です。道北のある自治体では優秀な青年労働者がですね、自らの命を絶つという痛ましい事件がありました。

このような事件をなくすためにはですね、我々が常に言っているように職場の中に労働安全や労働安全衛生の指針を職場に確立して、働きやすい人間味のある職場を確立することはですね、当然事業主・雇主としての義務であります。こういった痛ましい事故をこの職場の中から出さないように、小さな労働災害ももちろんのことそういったものにきちっと向き合っていくということをしていかなければ、結果として職場の中で想定もしないような大きな事故や自らの命を奪ってしまうような痛ましい事故につながっていくという今の職場実態の状況です。このへんについて村長の責任ある考え方を伺いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。役場を見ますと職場環境の変化、それから役場自体の仕事の内容の複雑化・多様化そういったものがみられまして、メンタルヘルスのメンタル不調による職員の休暇・退職が見受けられます。働きやすい職場の確立は重要な課題であると認識しております。

この中でメンタルヘルス不調の未然防止策といたしまして、本年9月にストレスチェック制度を実施しております。自身のストレス状態を知ることにより、ストレスへの対処、

医師との面談による助言、業務内容の見直し、軽減措置の要請による環境改善と職場分析による職場環境の改善等が期待されております。ただ、プライバシーの観点から個人のストレス状況を把握することはできませんが、職場分析の結果を検証して職場環境及び業務内容の改善・見直しをしてまいりたいとそうように考えております。先ほど職員の休暇と言いましたけど休職の誤りですので訂正いたします。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 重要であるという認識はそんなに変わってないと思うんですけども、正直見ている今の役場の職場の中は、残念ながら非常に仕事が優先されていて、そういった職場の環境を見直すといった状況にはないと。要するに村長や副村長だけが労働安全のすべての責任者じゃなくて、それぞれの課長が課の中にいる一人一人の働く人たちの健康状態やそういったストレスチェックそういったものをですね、見れるようなものの方考え方そういったものがなければ残念ながらなかなか職場には根付かないと。今のうちの村の職場がそういう状況だろうというふうに考えています。

ですから、やはりまず村長中心にして副村長中心にしてですね、課長の一人一人がこういった問題をきちっと認識して働く人たち一人一人を大切にしてくださいね、どういう状況にあるのかということを見れるような管理者になっていかなかったら仕事はできる・できない以前に職場環境変えていくことはできないというふうに思っています。そのへんについてですね、やはりきちとした組織的な取り組み体制を職場に作ることで労働安全や労働衛生の指針作りなんです。その中でそれぞれ

の人たちの任務を明らかにしながら職場の中からそういった人たちをなくしていく、そういった取り組みをしていくってということなんです。そのへんについてなかなかの間ずっと質問しても出てこないということが、やっぱり職場の中には会議の中で言うってこういうこと気をつけようと言って終わってチェックがされていない。そして新たな動きが出てこないというところに問題があるというふうに思っています。

再度このへんについて、やはり管理職含めた共通の認識に立って一人一人の職場の労働者を大切にしながら働きやすい環境をどうやって作っていくのかとそういったことをやっていかなかったら、今言ったように休職する人や退職していく人が出てくるという職場になってるとということが明らかで、そのへんについての考え方について最後村長の決意を聞いて質問を終わらせたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） メンタルヘルスになる要因としていろんなことが考えられるわけです。先ほども言いましたように職場環境の変化ですとか、公務員の仕事そのものの内容も変化し、求められるものも変化しております、なかなかそれについていくのも大変という状況で、職員には無理なことを指示して仕事をやっているそのこともございます。ただ一つの動きとして今年初めてストレスチェックをやりました。このことがそういった職場環境の改善、見直しそういったものにつながっていくものと考えておりますし、村役場全体の労働環境を知ることにもなりますので、ここは管理職含めてどういう状況なのか共有しながら改善策を検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 次に、2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 発言のお許しをいただきましたので何点かお尋ねいたしたいと思います。12月の広報によれば10月末、住民基本台帳登録数は外国人の方を除き1106人ということですが、減少の勢いがなかなか止まりません。いつまでも住民が安心してこの村で暮らし続けることができるような施策が求められております。

11月19日の朝刊でJR北海道が現在の全営業区間の半分に当たる10路線、13区間をJR単独では維持が困難な路線と位置付け、抜本的な見直しを進めると発表しましたと報道されたことは驚きをもたらしました。2020年春までの合意を目指すということで、詳細・細部についてはこれからの推移を待たなければなりませんが、毎日関連記事が掲載されている状況は事の重大さが改めて認識できます。今回村は直接的には該当しなかったわけですが、これからいろいろな関連してくることが予想されますが、この報道に関して村長がはじめに受けた感想というかそれをまずお聞きいたしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。11月、新聞報道の前の日、18日にJR北海道がJR単独では維持が困難な路線として10路線、13線区を発表しました。この区間には根室線の富良野 新得間が対象線区として含まれておりまして、村内においてもトマム地区の高校生が通学する区間にあたる、そういったことから村としてもなんらかの行動を取らなければならないように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 今回の発表では廃線によるバス代替代行と、上下分離方式による自治体負担ということが具体的な内容になるわけなんですけど、私が思うにはですね、村の基本的交通体系でありますまちづくりに大事な村営バスの運行について考えるにあたりまして、先ほど村長が答弁されたようにですね、やっぱり落合駅がトマムの住民の方にはかなり影響はあるわけですし、その他にも下金山、金山の駅が廃止になればバス代行ということになればですね、やはりこのときに基本的により便利な効率的なうちの村の村営バスの運行体系っていうのをもう一回考えていかなければならないのではないかなと思ったりですね、その他にも今話題になっておりますが、旭川・十勝道路建設にもかなり影響があるのではないかと推測されますし、村とともにですね今あの広域連合を構成しております1市3町が対象となりますので、上下分離方式の自治体負担をJR側と話し合う当事者として、富良野広域連合があたるということは実際的には考えられないのかとかですね、これから観光客のルートに与える影響があるのではないかなとか私なりに思いますが、このようにいろいろな分野に間接的に影響が出てくると思われまして、ですから村としてどのような影響があるのかその分析や、一応対応、対策を練るということは大切なことであって、早い方がいいと私は思いますが、村の対応の方針についてですね、村長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 根室線につきましては関係する沿線で対策協議会作っておりますので、占冠は今までそれに参画しておりませんが、そういう協議会にまず入って要請活

動等を進めてまいりたいと考えております。それからもうちょっと大きな枠で上川総合開発期成会というのが上川管内全市町村入った組織がございますけど、その中で取り組みを進めていく方向でありますので、村としてはその2つの協議会、それから期成会の中で運動を展開してまいりたいとそのように考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 大きな枠というかそういう枠での期成会に参加、協議会に参加という方針は今説明あったところで理解できませんが、もっとより詳細な対応というか村の内部での対応をしたほうが考えた方がいいのかなということで質問したんですが、そのへんに対してはどうでしょうか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 村内部の対応ということは役場内での対応という意味ですか。一つは村営バスでございますけど、現在委託して運行しております。住民からは使い勝手があまりよくないというご指摘もありますので、一つは村営バス含めた村内の交通体系は見直す時期にきていると、デマンド交通含めてですね、そう考えております。ただこれも委託先もでございますのですぐにはいかならないと思っておりますけど、そういった交通体系の見直しが必要であるとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） いろいろな面で影響が出てくると考えられますので、やはりプロジェクトチームとはいいたっていいませんがやはりいろいろとアイデアというか対応できる方策は早めに考えた方がいいと思います。

次にですね、先の台風被害の影響による国

道274号線の通行止めで村の通行車両は増加しています。さらに日勝峠の代替路としての道東道占冠・十勝清水間無料区間による村内Uターン車の増加での混乱・混雑は目に余るものがあります。この原因については先ほど村長が行政報告で触れられていました。そしてこういう混雑は、これが村の道路というのが幹線道路の役目を担っているということの裏返しでありまして、物流・流通を守るためにも来年秋と言われております日勝峠、日勝復活までの役割、きちっとこの役割を果たさなければならないと考えます。スムーズな通行を図り、同時に車や人が村に立ち寄り村商業の振興・発展や村の観光資源に結び付けるためにUターン場所の設置や道の駅周辺のまちづくりを進めていかなければならないと考えますが、村長の考えをお尋ねいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 行政報告で申し上げましたように、Uターンによる交通事故、それによって村民が巻き込まれる心配もございまして対策会議を2回開いておりますけど、なかなか根本的な解決策が見つかっていない状況でございます。

一つ転回場所につきましては、これもいろんな要因がありまして現在はなかなか理解を得られない状況でもございますが、いずれにしましてもこれから冬季間は冬季間で冬の交通事故心配ですけど、春から夏・秋にかけては観光シーズンでもありますので転回場所含めてですね、再度検討していかなければならないものだと考えております。

それから道の駅周辺のまちづくりでございますが、駐車場も狭いそういったことから道の駅でのUターンする車もかなりの数はいますけど、ゆとりのある場所にはなっていません。

ん。あそこを広げていくには周りに村有地がない、現在村有地ではなくて民間の土地でございます。加えて農地ということもありますけどなかなか取得するのも困難な状況でございます。ただ、そうは言っても現状、道の駅周辺を中心にお客さんも大半があそこに入るわけですから活性化していかなければならないと考えております。

日勝峠開通まで数えてみますと10か月あまりでございます。開通後お客さんが減ることが予想されますので、この10か月間の取組みというのは重要であると考えております。積極的な商品展開ですとか満足度の高い料理の提供、そういった1年先を見据えた取り組みに村としても期待いたしたいと考えております。そこで商工観光の中心組織であります、商工会ですとか、観光協会からご提案をいただいたり、ご協力いただきながら積極的に支援を講じてまいりたいのように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） かなり難しい対応しなければならぬので大変でしょうけども、やはり今たくさん来ていただいている今がチャンスなんで、やはりこのことをですね、また開通後も来ていただけるような対応を急いでなるべく急いでやってほしいと思います。

やはり通行車両の増加により救急車の出動がかなり多くなってきております。先ほどの長谷川議員の質問の回答、答弁にもありましたが、やはり土日には救急車に対応してくれということなんで、ますます救急車のあれが大事になってきますね。それでですね、11月7日の新聞報道に総務省消防庁の発表として、過疎地域や離島を対象に、出動する救急車1台に救急隊員3人以上の乗務を義務付けてい

る現行基準を来年4月から緩和し、3人のうち1名は「準救急隊員」に任命した自治体職員や消防団員らをあてることも可能にするということを示しました。このことに関して村長の考えをお尋ねいたしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。ご質問のとおり消防庁は平成28年11月に消防法施行例の一部を改正する政令について意見募集を行っております。救急業務の空白地域を解消して発生を防止するため特定の条件、不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とすることとして準救急隊員の導入が示されました。

本村の救急隊の現状として救急隊の編成に支障をきたしている状況ではありませんが、今後の人口減少、財政状況をみると医師・看護師・役場職員等による準救急隊員の必要性も考慮すべきと考えておりますが、現時点では人材育成、実施計画の策定など未確定な部分も多くありますので、消防等の関係機関から情報を収集するとともにこれの動向を見極めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 次の論点に移りましてですね、国民健康保険制度改正が村に与える影響についてお聞きいたします。国民健康保険は被用者保険に加入できなさない国民すべてを対象にその疾病や負傷などに給付を行う制度であります。小規模保険者が多く、高齢者が多く、医療費が高い、低所得者が多いという構造的な問題を抱えております。この国民健康保険制度が2018年度から大きく変わります。運営主体が北海道となり、規模拡大により財政基盤を安定させ、市町村間の保険

料格差を平準化させて持続可能な制度にしていくという目的で北海道が財政運営の責任主体となり、国保運営方針に基づき事務の効率化・標準化・広域化を推進していくという方針が取られるということになります。

2月2日道新に移行後の保険料試算額について記事が掲載されました。所得200万夫婦2人のモデル世帯における保険料比較ということで、幌加内町では16万5600円であった年額保険料が37万4300円と実に2.26倍を超える増加率であり、占冠村では29万2200円の保険料が標準保険料37万900円と、実に7万8700円の増加、伸び率で言うと27%という試算額になるという資料でありました。保険料が増加するのが93市町村でこのうち3割以上上がるのが20市町村という試算です。これまで国保会計の赤字分を一般会計から穴埋めして、保険料が抑えられていたということがその大きな理由として挙げられております。実際の保険料決定あと2年後ですか、にはいろいろと激変緩和措置がなされ、市町村の意向も反映されることで安くはなると思いますが、負担が増すことは確実な状況であります。大まかな対応とこれをどのように考えているのかまず村長お尋ねいたしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。国保制度に関しましてちょっと重複するところがありますけど2018年度、平成30年度から国保の運営が市町村から都道府県へ移ることに伴いまして、市町村は道に国民健康保険事業費納付金を納め、道は国からの交付金や市町村からの納付金により医療費を支出することとなります。今後は道が算定する納付金の額が市町村の保険料決定の基準となり、また将来的には現在市町村ごとに異なっている保険

料を平均的な水準に近付けていくこととされています。

先ほどモデル世帯の保険料が議員のほうから報告されましたけど、保険率・占冠村での保険率を申し上げますと医療分の所得割で現行5.5%に対し8.82%、資産割で現行38%に対し60.6%、均等割で1万7千円に対し1万8779円、平等割で2万3千円に対し2万3536円となっています。支援金分、介護分についても同様に現行より高い率になっています。失礼しました。平等割のところでも2万3千円に対し2万3536円にちょっと訂正してください。いずれにしても現行より高い率になります。そこで今道の措置といたしまして激変緩和措置、それから保険者努力支援制度、そういったものがございましてそういったものを取り組みながら村の保険料を抑えていきたいとそうように考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 道の対応というか激変緩和措置だとかそういったことで対応していくという答えだったんですが、やっぱりあの保険料算定にはですね、かかった医療費というかそれも関係してくるんで、やはり病気になるべくならないような予防対策というかそういうのを村であげてやっていくとかそういったような施策は考えていないのかどうかそのへんのことをまず尋ねます。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） もちろん医療費がかからないようにするのが一番の方策でございますが、先ほど言いました保険者努力支援制度というのがございまして、これは特定検診・がん検診の受診率、それから収納率、保険料の収納率の向上などそういった取り組みに対し評価されて、点数に応じて支援金が交付され

るものありましてこういったことも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今後でございますけど、まだ新聞発表されたのは試算の数字でまた動く数字でございます。今後、試算結果を受けまして村の国保運営協議会において委員のみなさんに内容を十分説明申し上げまして今後における運営協議会の中で議論をいただきながら平成30年度に向けて対応していきたいとそうように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 今回のこの国保の改正はですね、一般的な見方なんですけど都市部は割と保険料下がるのが多くて、結局小さい郡部に負担を押し付けるようになると思う施策だと思うんですね。それで機会があったらこれはよくないということ、村長、機会があったら言ってほしいんですがそのへんの考えについてはどうですかね。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 制度そのものの狙いというものはもっともなところもございまして。ただ占冠に照らし合わせて今現況からみるとかなり高くなるわけですけど、そういった制度もう少し勉強したうえで考えていきたいとそうように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） よろしく願いいたします。最後にですねDMOについてお尋ねいたします。新規就農政策の停滞に見られるように、基幹産業である村の農林業の状況は今一つ元気がありません。道の駅や占冠ICの混雑、交通量の激増をみても観光というものをエンジンにして村の商業・産業振興を図ることが即効性を持った効果的な施策ではないかなと私は思っています。

この観光の分野における取組みは地方創生に資する有力な方策の一つとして今大いに期待されているところです。国においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略において各地域が魅力ある観光地域づくりを自立的・継続的に実施するための推進主体として日本版DMOが必要であると示しています。この日本版DMOはマーケティングに基づく観光戦略の策定推進や地域内の幅広い関係者との合意形成など観光事業のマネジメントを担う機能であり、組織であります。観光客を呼び込み、観光による地方創生を果たすことが大きな役割です。

村の状況をみれば2015年の富良野地方と美瑛の観光客数なんですが、富良野市では188万人、美瑛町では170万人、占冠村でも132万8800人、中富良野町では104万人ということで、特に占冠村では前年同期比では13.4%と一番の伸びという状況であります。村の観光施策は今が一番大事な時期であると思います。9月の議会でもDMOについてはお聞きいただきましたが、その時の答弁では富良野・美瑛広域観光圏における富良野地域連携DMOに参加するので、村単独の地域DMOの設置・登録は考えていないと答弁されていましたが、この占冠版地域DMOの設置意思についても一度お聞きいたしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。日本版DMOは地域の稼ぐ力を引き出し、観光地経営の視点に立って観光地域づくりのかじ取り役として戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人で、登録5要件を満たす必要があります。組織要件としては法人格の取得や、DMOの実績について対外的に最終的な責任を担うリーダーが明確化されるこ

と、データ収集・分析を専従で行う専門的な知識とスキルを持つ人材の確保が求められています。また、自律的・継続的な活動をするための安定的な運営資金が確保されることもその要件とされております。

登録の枠組みは3区分ありますが、お尋ねの地域DMOは村内全域を一体とした観光地域としてマーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織であります。登録にあたってはこれまでの観光振興の多様な関係者の巻き込みが不十分、各種データの収集分析が不十分、民間的手法の導入が不十分との課題を日本版DMOの形式確立により地域住民を含めた多様な関係者を観光地域づくりに巻き込んだうえで民間手法の導入により実現しようとするものです。

観光庁が示す地域での導入プロセスでは、関係者での議論は行政主導ではなく事務局を中心に民間主導で行われることが望ましいとされ、まずは事務局となる法人を定め、その主体を担う人材を特定することが必要とされています。候補法人の組織は基本組織の役割、機能強化や統合も可能ですが、これだけの活動を継続して担っていただける法人は村内においては現状難しいと考えております。村の観光事業者を代表するNPO法人占冠むらづくり観光協会においても、広域連携の地域連携DMOの中でその一翼を担っており、協会内でも地域DMO設立へ向けた動きは出てきていないかと思っております。こうしたことから現在、村・観光協会が参画しております広域連携による地域連携DMOの取組みを進める中で、村内事業者にも積極的に人材育成を進めていただき、村の観光事業の磨きあげについて取組んでまいりたいこのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 占冠版は無理だというお話なんです、村における地方創生に関する政策として3月に占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。その中で1番、地方における安定した雇用を創出する。2番、地方への新しい人の流れを作る。3番、若い世代の結婚・出産・子育て。4番、時代にあった地域づくり。という4つの基本目標を掲げました。このうち雇用創生、雇用創出、交流人口・移動人口の増加を図る。地域づくりはまさに日本版DMOの活動において果たされる成果として大いに期待できるものだと私は思っています。

だから村の地域DMOは必要でないのかなってということなんです、それはちょっと置いておいて、以前行政報告で村長が島根県海士町に行かれたということが書かれていました。この地は地方創生の先進地として著名なところで、全国自治体からの視察が殺到しているところと聞いております。村長が実際に見聞した感想と村の地域創生施策への、その中で考えた、取り込みたいと考えたところがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 昨年10月に視察した島根県海士町は“ないものはない”のキャッチフレーズで町おこしを行っています。町づくりの柱を教育としておりまして、教育は人づくり、人づくりは仕事づくりを推進し、高校生の島留学により日本で唯一、学級数が増えた高校で有名になりました。視察の時は土建業から、肉用牛の繁殖から肥育への一貫経営に経営転換された事業主、それから海士町セミナーそういったものを継続開催しており、成功事例として紹介を受けました。これ

らは人が人を動かしてそこに人材が生まれてネットワークが形成される。そのことにより異業種間の連携が広がってその効果が大きいと。町づくり、村づくりに寄与しているとそういったことを学んだところであります。人づくりの重要性を改めて感じておりまして、今行っている地方創生の中で人材育成を含めた事業も取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） “ないものはない”ということではなきゃかたないからなんです、独りでがんばろうということなんだろうと思いますけども、やはりうちの村も人づくり、そして組織を作ってですね、きちっとした今観光として売りだし中の村でありますから、やっぱり頑張っただけでIターンでもなんでもいいんですけども、きちっとした人を作ってですね、そして地域DMOをなるべく立ち上げて、そして観光地域づくりにまい進して欲しいと僕は思うんですが最後に村長の考えを聞いて終わります。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 海士町の“ないものはない”というのはなんもないけどないものはない、あるんだという意味だそうなんです。やはり何をやるんでも人が主体になって物が動いて行く、そういったことから人づくりは大変重要であると考えております。占冠版DMOでございますが、先ほど言いましたように今は立ち上げるそういった条件下にない。人であり、ものであり、いろんなその条件が揃わない、そんな状況で今は占冠版DMOは考えておりません。広域の中でやっていきたいと思っております。

それから占冠の入込み、観光入込客、本当

に大きな数字でございまして、このほとんどがトマムリゾートと推測しております。いかにトマムリゾートに来た人を全村的にといいますかこちらの地域に来ていただくか、そういった魅力づくりというものもやっていかなければならない、そのようにも考えております。就業人口等からみても占冠村の一大産業でございまして、観光については村が進めると同時に、その観光に対しても支援、いろいろな角度から支援してまいりたいと思うようにしております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 続きまして7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただきましたので私の方から何点か質問をさせていただきます。質問第1の双珠別ダムの放流についてであります。一定規模の中で水資源を利用しているダム、いわゆる利水ダムが電力発電用と農業用水用と別れているという。一般に河川の上流で放水の調整をしながら必要な措置をとっておるのが治山ダムであります。小規模のダムは何千とあるわけですが、そういう中で双珠別ダムの電力発電用ダムが道内には32か所あります。農業用水ダムの利水ダムが50か所、合わせて90か所。利水ダム、治山ダムで32か所ということで双珠別ダムについて一つ質問させていただきます。

双珠別ダムは電力用利水ダムということで、放流についてはダムの操作規定によって、基づいてダムからの放流時間、また放流量が立方数なのか、おそらくトン数で出てると思うけど、関係市町村、関係機関に通達されるというか、周知されて送られてくるんだと思います。そこで、今あの今年の台風の被害等を北海道、隣町の南富良野町ですが甚大な被害

を受けました。北大の湯元教授によれば大気地球温暖化によって、これから先洪水の危険、気候変動の影響で道内の局地的集中豪雨は増える傾向にあると指摘されております。

そういう中で双珠別ダムが局地的集中豪雨等、最近の情報網をみればあらゆるアンテナから村もそうだと思いますが、情報が入ってくるんだと思います。そういう中で双珠別ダムが治水ダムみたいな機能を水位の低い時に治水を要して発電、放流ができないか。そうすれば、要するに湯元教授じゃないけども集中的、局地的集中豪雨は半径20キロ、直線でいえば直径でいえば40キロですから、中央とトマムはまるっきりすっぽり入るような状況になります。ここがトマム河川、トマム側とこちらの双珠別側からダムの合流して赤岩域で水が飲みきれない、いわゆる逆流のバックウォーター現象が起きて戻ってくる。

そしてダムのその時点でダムにしては標準値があるんだと思います。発電してるのが下がるからいつでも放流はしないんだと思います。そういう規定があるんだと思いますけども、今の情報網の中でこれから1時間後にこれから2時間後に150ミリ降る、200ミリ降るっていうほとんど今の情報では当たってると思います。そういう中で計画的にその水位の低い時に双珠別ダムの放流ができるのであれば、そういう災害に対してのリスクは軽減されるんだと思います。そういう中で関係市町村、関係機関、管理者は北電ですから、そういう中と連携を取りながらそういうことが可能なのかどうかまずお伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。事前放流の可能性でございますが、北海道電力に対しまして下流域の安全を考慮した放流

について毎年要請を行っております。双珠別ダムは基準水位を超えるまでは放流できない構造になっておりまして、また右左府発電所へ水を供給するため、一定の水位を確保しなければなりません。以上のことから事前放流は困難との回答を得ております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） その自然放流は困難だということは北電が電力発電の出力、要するに発生出力落ちるからだめだというのか、右左府発電所に送る水量が少なかったら送ることができないからだめだというのかどちらなんですか。お答え願います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 右左府発電所へ水を供給するため、一定の量を確保しなければならぬというのがございまして、それで困難であるという内容でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 北電でそういうことであればダムの下に住居を構えて生活している人がいつも洪水の危険性にさらされながらも生活していることは仕方ないのかなとこう思います。

それと質問の2番目に入らせていただきます。先ほど木村議員のほうからも質問がありましたが、今あの道央圏と道東圏を結ぶ物流の幹線であります国道274号線いわゆる日勝峠が台風被害によって法面の崩壊、道路の決壊、橋梁の落橋等により通行止めが続いております。そういう中で、占冠インターから最初、音更インターまでだったんですが、芽室線のところが一時通行止めになったところが開通したということで、今十勝清水インターまでの通行止めが続いていると。来年の秋ごろにはなんとか復旧するんでないかという国

土交通省道路開発局の話でもありましたが、それまでの間にですね、交通量が誰に聞いても大型車で約40%って言ってましたね。増えましたと。乗用車については若干冬の時期になってレンタカーが減ったんで少し下がっていると、こういうお話をしていました。

そしてまた村長も先ほどいろいろ関係機関との話の中で、要するに開発局のあれですかここで迂回して、迂回したらだめですよといって人員配置してやっとなんですが、前からきたらやっとなってちょっと目離したらもうぐるっと回って100%あれをやってるかって、この寒いのに頑張ってるんですけどね、ほとんどの人がまず半分は無視してるんでないかなと思います。そういうのが実態です。川添でもそうですね。あの国道から曲がって除雪してなくて、乗用車でも曲がり辛かったら、地域住民が生活している生活圏まで入ってくるんですよ。住宅の中、みんな家庭ではねてるからそこ回って出ていく。そういうようなモラルの低さです。情けないと思います。

大型車、トレーラーについては宮下の伊藤さんのところから鈴木仁太郎さんの地先のところに入るんですね。大型トレーラーです。そして玄関先ですよ、もともと村道ですから。あそこだって住民が生活してる本当の生活圏、お年寄りもいる。そういう中で大型トレーラー通ってる。ひどいモラルの人は郵便局の交差点の中でトレーラーで回ります。今簡単なんですよ、回るの。後ろ3軸でトレーラーの3軸でも上げることができるから1本だから抵抗かからないからああいうところでも回りやすいんですよ。そういうモラルの低さだと思います。これが今年の冬場、来年の4月で6か月間、これから5か月間ですか、やっぱり交通対策はきちんとやらなかったらならない

なと思います。3511日で死亡事故ゼロも途絶えました。村、関係機関、住民含めて頑張ってきたわけでありまして、また一からやりなおすということで、それである一番目に質問する大事なことは赤岩トンネルです。

以前に僕も2年か3年くらい前に質問したことがあるんですが、赤岩の凍結、氷結問題。中が凍っちゃって危険ですよってことで。今またこっち側から行って入口、向こう側の出口近くに2か所、天井から漏水しています。今の時期でまだ厳寒期でないからそれほど凍ってないんですけども、融雪剤まいたりちょっとしたとき除雪車の腹の下のあれで対応してるようですが、関係機関は維持管理の関係かっていったら村内業者だと思いますが、村のそういう連携をとりながらいつそういう氷結、凍結なって時期に関係機関に連絡したり対応、速やかに対応してもらうために維持業者との連携を進めていってもらいたいと思うんですがいかがですか。お伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。双珠別ダムの件でちょっと補足申し上げますけど、水害の際国会議員、道議会議員、占冠にもみえられましてその際発電用のダム、北電ダムですけど事前放水について要請した経過がございます。その時ですね、農業用ダム、おっしゃってた農業用ダムそれから発電用のダムは治水機能を持ってないダムだとそれで事前放流は無理なんだというお話がございました。無理であったとしても今回の水害の例をみますと、やっぱり放流してもらわなかったらだめなんだということを強く要望しておりまして、道議会の中でもそういう目的をもったダムでも治水ができるような、そういう制度改正をしなかったらだめだとい

うような話をされてましたけど、道や国のほうもそういった動きで取組んでいっていただけるものと思っております。

それから赤岩トンネルの関係でございますが、浸水につきましては毎年北海道において工事が実施されています。しかしなかなか浸水が止まらない現状にありまして、ご心配いただいております天井部からの漏水対策として年明け1月に道のほうで工事を実施するとお聞きしております。また、維持管理では今年度トンネル内に路面凍結注意の看板を設置し、交通量が増大している道道占冠・穂別線にはスリップ注意・スピード落とせなど注意喚起の看板が増設されております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 1月になんか工事がされるということではありますが、私も現場行って何回も見てきております。トンネル内に凍結注意っていう看板がかかってありました。私の家の表札よりちょっと大きいようなあれでとても走りながらだったら見れないという状況であります。それであれば赤岩の入り口に電光掲示板あるんですね。設置して、あれに凍結注意とか通行注意とかって入れることはできないんですか。ちょっと分からなかったら分からなかったでよろしいんですがお聞きします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） ちょっとどういうシステムになってるか分かりませんが、道のほうに問い合わせを行います。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） いずれにしても赤岩トンネルは蛇紋系のトンネルですからおそらくあの、トンネルの外側をトンネルの中から見ることができないんでなんとも言い辛いん

ですが、おそらく液状化かダスト化になって、そして要するに排水溝詰まっちゃって漏ってくると、こういう状況で以前の時はもうトンネルの中、排水溝でトンネルの中走って赤岩橋から落ちてたと、流れてたと、こういう状況であります。

あそこには特にみなさんもお存知のように原子番号33番ヒ素が含まれている。そういうやつが自然河川に出ていく。まあ今日はそんな話は通告してないんだからよろしいんですが、そういうことにならないように1月にされるということですから、いずれにしても関係業者との連携をパトロールを強化してもらって、連携を含めてそして何かあれば速やかに土建管理ですか、あれに通報して重機入れるなり削って重大事故にならないようにやっていただけないかこのように思いますがいかがですか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 交通事故防止対策でございますけど、トンネル内を含めて薬剤散布は昨年以上行っておりますし、今年度は焼砂と塩カルにより朝と夕、2回に種類と回数を増やしてその対策が講じられるということでございます。

それからパトロールにつきましても、道路パトロールを週3回、除雪のためのパトロール、これは雪見でございますが、ほぼ毎日実施しております、北海道でも適切な対応が取れる状態にしております。村といたしましても直接連絡等が入れば速やかに道のほうへ情報を伝達して対応していただく、そういった要請活動もしてまいる所存でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 質問を変えて2番目

の中央小学校の通学路についてであります。国道237から小学校わずかの距離ありますけども一応通学路ということで、大型車・大特車があそこで曲がって、ぐるっと回って平和工業のそこへ出ていく。それでなければ役場の駐車場でぐるっとUターンしてまた元のところから出ていくと、そういうことが今頻繁にみられます。調査かなんかの人がよくいるんですがまったく無視だからどうもなんですが、通学時間帯については学校関係者、また、交通指導員等が誘導と安全対策を講じているんですが、交通規制で大型車通行止めとか大特車通行止めとかがってことはなかなかできないっていう状況なんで、啓発板等でここ通学路だからだめだとか大型車少なくとも遠慮くださいだとかそういうことはできないんですか。お伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。通学路対策につきましては、この間教職員・交通指導員による街頭指導を全校集会での生徒指導、交通安全パトロールの強化・要請、学童クラブ後の対応強化等、村内全小中学校の児童生徒には反射材付タックルバンドそういったものを配布しております、子どもが事故に巻き込まれないよう対応しております。

また、啓発板等につきましては平成25年度に中央市街地の村道においては通学路・両面表示板を12か所設置しており、ドライバーへの注意促進を図っておりますし、国道においても標識の移設、徐行のお願いの啓発板を設置しております。なお、大変遺憾なことではありますが、交通法規を守らないドライバーもしばしば見受けられますので、児童生徒に対しましても交通ルールを守るだけでなく自分で自分の身を守って安全に過ごすよ

う指導をしております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 冬期間その通学路についても役場の前から除雪の雪が溜まり、向こう側から道路側の雪も両脇に溜まってきて道幅が狭くなってくる。そういう中で子どもたちが、児童が転んで巻き込まれたり、そして特に大型車とか大特車については乗用車については前輪と後輪同じとこ通ってるんですね、大型・大特については内輪差っていうのがあって前の車がこういったから後ろの車がここ行くんでないんですよ。内輪差とかこっちのほう通るんですね。内輪差があって。だから子どもたちが車の頭が変わったから大丈夫だったって後ろの車が中側ですから内輪差で。だから特にこの通学路についてはやっぱりあのきちんと子どもたちの学校でもきちんと教えていただくとか、やはり親御さんもやっぱりあれしていくより交通規制なかなか難しいという面もあるんで、そういうところはいかがですか。お尋ねいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 通学路の通行規制というのは難しいというかできない状況でございます。それから交通安全対策につきましては交通量も非常に増えているということで国土交通省といいですか、国のほうでも大交通事故の心配をしております、その交通安全対策も積極的に進めていくとのことでございます。まず交通安全、いかに子どもたちが交通事故に合わないか、先ほど言いましたように子どもたち自身で事故に合わないような方策、それから周りが守っていくそういったことも教育委員会を通して学校にも指示してやってますけど、なお一層取組むようお願いしておきます。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） それでは3番のほうに移させていただきますが、まずあの今の通学路についてもきちんと除雪体制もきちんとやっていたらと思います。そしてあの国道きて一定の条件で、ここで降りてまた乗るということで十勝清水までは普通車で1410円ですか、多分そうだった。あまり高速乗らないのでわからないんですが、それぐらいだと思います。

だけどこれからスキーシーズンになってスノーライナーって要するにスキー客の定期観光のバスがどんどん入ってくる。一般の観光バスもスキーヤーを乗せた観光客を乗せたのが入ってくるんで、道の駅の駐車場じゃちょっと手狭になって、今まであの除雪して奥の方に除雪車の何回かかいてやれば広がってわりと利用できるんですが、おそらくトレーラーがここ入っちゃったら観光バスはどこへ入るんだって。やはりあの道の駅のねトイレとやっぱり利用してもらわなければせっかくの観光客なんですからそういうところも考慮して、やはりあの駐車場が速やかに広くちょっと溜まればお金がかかるかもしれませんが除去してなげていただくとそういうようなことも心がけていただきたいと思います。

3番目の宮下川添地区の国道出入口付近はあの例年においても雪の壁で大変なんですね、あそこ出入りするの。見えなくて。本来なら街路樹が外で歩道が中であれば開発の除雪車もサイドリングって言って歩道をきれいに機械ではねることできるんですが、街路樹が中なもんで機械かけることできないんで雪の壁になっちゃうんですよ。それで車が増えてどんどん転回するためにあそこへ入ってまたUターンして高速利用する。そういう車がたく

さんいるもんで出入りに要するに車が、自分の車の鼻っていうかエンジン部分はまだ見えなかつたら見えないんですよ、横から壁になっちゃって、こう座ってるもんですから。

だから今年も物損事故が1件ありましたけども、あれは雪の壁でなくコスモスの花の高さでもう見えないんです。それであそこの信号で村内の人とやはり高速から転回して降りてきた人とぶつかっちゃったとそういうこともありますんで、その雪の壁を少なくとも回数多くしてもらえば、やはり低くなれば座ってても見れるんでそういうことを開発局なりに要望していただければと思うんですがいかがですか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 議員のご質問にお答えいたします。12月9日になりますけど道路除雪計画の説明に旭川開発建設部富良野道路事務所が来庁いたしました。その際に議員ご指摘の件について伺ったところ、富良野道路事務所としてもパトロールの強化を図り道路管理をしていきたいと。また連絡をいただければ状況を確認し雪山の上面を下げるなど対応したいと、そのような回答をいただいております。以上です。

議長（相川繁治君） 次に3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 議長のお許しをいただきましたので最後に質問になると思います。よろしくお願いします。質問の1です。子育て支援についてお伺いいたします。本村の子育て支援には18歳までの医療費無償制度が整っております。このことはありがたいと考えております。その他にですね、給食費の無料・保育費の無料を追加していただきたいと考えます。今年度の児童生徒数は合わせて

68名、次年度は61名、ちょっと減るという形になります。年々児童生徒数は減ってきておりますので、無料化を進めても支障がないとは言いませんが、実行できるのではないかと考えました。

私議員になりまして26年・27年の決算書を拝見いたしまして学校運営管理費と保育所管理費の中で200万、小学校・中学校合わせて400万前後の不要額と言ったらおかしいですが余剰金が出ておりました。そういう金額をこの子どもたちの給食費無料・保育費無料にあてることができないのかというふうに考えまして、子育てしている家庭に対して村は徹底的に支援するという覚悟、子育てに優しい村ということで取り組んでいただきたいと考えますが、村長の考えを伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。まず保育料についてでございますが、現在の保育料の状況を申し上げますと、第1階層から第7階層の7段階に区分されておまして、最低は0円から最高は7千円であります。参考までに平成27年度決算では保育料収入は79万5千円で費用額に対する割合は2.6%でありました。今年度実施しました子育て支援に対するアンケート、この結果では財政的支援よりも環境整備を求める声が多くありました。本村における課題の一つとして考えているのは、1歳児や0歳児保育への保育年齢の拡大や保育時間の延長などサービスの向上があげられます。これらを実施していくためには、保育士の増員、また、施設整備などが必要であります。新たな財政出動が想定されることから受益者負担のあり方を含めこれらの課題と合わせて検討を進めていきたいと考えております。

給食費でございますが、平成28年度における給食費の見込みで申し上げますと小学1年生から中学3年までの68人分の給食費では366万8544円ご負担いただいております、給食費の滞納もなくご負担いただいていることから現状で進めてまいりたいとそのように考えてございます。学校教育の中でもいろいろな機器の整備ですとか、教材の整備そういったものがございますので、給食費についても据え置きでまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 給食費無料、据え置きという回答いただきましたけども今年の春、国会においても民間議員さんが諮問期間に申請するという要望をしているところを新聞等で伺っております。そういうことも加味して環境整備も必要だと思いますが、金額の負担というのはけっこう滞納はないといいつつも大変な負担だと思っております。そのへんのことも考慮して完全なる無償とまでもいかなくてもですね、少しずつでも軽減されるような施策をとっていただきたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） ただ今申し上げたのは村の考えでございます、教育委員会がどうお考えになってるか、そのへんも確認しながら給食費については少し時間をいただきたいと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 少し優しい回答がいただけましたので静観してみたいと思っております。

それでは質問2に移らせていただきます。6月の定例会に乾電池・蛍光灯等の回収場所

を少し考えていただきたいというお話をさせていただきましたが、その時に住民に懇談会等において住民の意見を聞いてからというお返事をいただきましたが、住民懇談会にも占冠の住民懇談会にしか出ておりませんが、そういう話題は出ておりませんでした。そのことに関して村長のどんなお考えで議題に載せていただけなかったのか回答いただきたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 今回の住民懇談会でございますけど、来年度の予算編成に参考にするため、住民の要望を聞くことを主眼においてましたので、そういったことは議題としてはあげてませんでした。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） それでは懇談会にはあげていただけませんでしたけども、この回収場所変更、各地域に変更されるかどうか。担当部署で対応できるのではないかとのお話も伺いましたけども、村長のご意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。乾電池・蛍光灯そういったものについては有害資源ごみとして分別回収、適正処理を行って、再資源化して活用していくそういったことが必要であります。現在総合センター、占冠地域交流館、トナムコミュニティセンター、双珠別住民センターに回収ボックスを設置し回収しておりますが、地域によっては持ち込み辛い場所があることも理解しております。回収ボックスの増設については環境面、美観等にも配慮が必要であり、観光客等が立ち寄る場所、人目に付き辛い場所への設置は望ましくないとのことから基本的には公共施設へ

の設置を優先的に考えております。それらを考え併せて新年度で回収ボックス設置予算の計上を検討しておりまして、設置場所については川添集会所・美園集会所この2か所考えております。以上です。

議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。ここで午後3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時05分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 認定第1号

議長（相川繁治君） 日程第4、認定第1号、平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長、大谷元江君。

決算特別委員長（大谷元江君） 決算特別委員会審査報告について報告いたします。平成28年9月14日開催の第3回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号、平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、去る10月24日・25日、本委員会を開催し、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長（相川繁治君） これから平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（全議員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。したがって平成27年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定しました。

日程第5 議案第1号から日程第12 議案第8号

議長（相川繁治君） 日程第5、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件から日程第12、議案第8号、占冠村農業委員会委員会定数条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号、から議案第4号及び議案第7号については総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） それでは議案書の1ページをお開きください。議案第1号になります。議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、第5条第2項の期末手当を改正することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

第1条につきまして、平成28年度の改正について記載をしてございます。12月期において、現行2.175月を2.275月に改め、年4.20月を4.30月に改めるものでございます。第2条におきまして、平成29年度の改正で6月期において現行2.025月を2.075月に、12月期において2.275月を2.225月に改めようとするものでございます。附則としまして、施行期日は

公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用することとさせていただきます。

続きまして、3ページをお開きください。議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例で、第4条第2項の期末手当を改正することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

第1条については、平成28年度の改正で、12月期において現行2.175月を2.275月に改め、年4.20月を4.30月に改めるものでございます。第2条につきましては、平成29年度の改正で、6月期において、現行2.025月を2.075月に、12月期において2.275月を2.225月に改めようとするものでございます。附則としまして、施行期日は公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用することとさせていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は人事院勧告により一般職の給与、扶養手当及び勤勉手当の額の改正を行うため議会の議決を求めようとするものでございます。第1条については平成28年度の勤勉手当の改正で12月期において勤勉手当現行0.80月を0.90月に改め、合計年1.60月を1.70月に改め、再任用職員の勤勉手当については12月期において勤勉手当現行0.375月を0.425月に改めるものと文言の修正でございます。給与につきましては議案書8ページから10ページ、こちらの別表第2の給与表に改めるものでございます。

第2条は扶養手当の改正で、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額ま

で減額し、それに生じる原資を用いて子に係る手当額を引き上げる改正と、それに係る文言の修正でございます。勤勉手当の改正では、平成29年度の勤勉手当について一般職は6月期において0.80月を0.85月に、12月期において0.90月を0.85月に改め、再任用職員の勤勉手当につきましては、6月期において0.375月を0.40月に、12月期において0.425月を0.40月に改めるものでございます。また、附則において扶養手当に関する特例としまして平成29年度は段階的に実施することとさせていただきます。施行期日ですが、職員給与は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用。扶養手当につきましては平成29年4月1日から施行し、勤勉手当は公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用することとさせていただきます。

続きまして11ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は地方税法等の一部改正に伴う改正でございます。第1条は占冠村税条例の一部を改正する条例で、個人及び法人村民税において修正申告等の提出があった場合に、追徴すべき不足税額について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する規定に改めるものと、個人村民税において、一定の検診、又は予防接種等を受けているものの特定一般用医薬品等の購入費が一定額を超える場合において、医療費控除の特例を設けるものでございます。また、外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、台湾の金融機関を通じて日本国居住者が国内において支払いを受ける一定の利子所得及び配当所得に対し個人村民税を分離課税するよう規定を

設けるものでございます。

第2条は、占冠村税条例の一部を改正する条例の一部改正で、占冠村税条例の一部改正に伴い、文言の整理を行うものでございます。施行期日は平成29年1月1日から施行するとしておりますが、医療費控除の特例に関しましては平成30年1月1日からの施行としております。

続きまして議案書21ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、所得税法等の一部改正に伴い条例改正を行うものです。内容は、村民税の課税特例として分離課税される特例適用利子等特例適用配当等の額を従来どおり国民健康保険税所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、規定の整備を行うものでございます。附則としてこの条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（相川繁治君） 次に議案第5号については、教育次長、岡崎至可君。

教育次長（岡崎至可君） 議案書17ページをよろしくお願い申し上げます。議案第5号、占冠村立学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、占冠村立トママ小学校と占冠村立トママ中学校を廃止し、新たに義務教育学校占冠村立トママ学校を設置するため本条例の一部を改正するものでございます。以下、その概要についてご説明申し上げます。トママ小学校とトママ中学校は併置校として連携した教育活動に取り組んできておりますが、義務教育期間の9年間を一貫性を持った教育活動を行う義務教育学校に移行し、先駆的な教育

実践を進め、占冠村の小中連携モデルとするものでございます。条例の施行日は平成29年4月1日からとし、附則において他条例の必要な文言修正を行うものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（相川繁治君） 次に、議案第6号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書19ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村へき地保育所設置条例等の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明をいたします。本件につきましては、占冠村に設置するへき地保育所の名称を変更するため、占冠村へき地保育所設置条例及び占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正しようとするものであります。内容につきましては、条文中占冠へき地保育所を占冠保育所に、トママへき地保育所をトママ保育所に名称を変更しようとするものであります。施行期日につきましては、平成29年4月1日からとするものであります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（相川繁治君） 次に議案第8号については、産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 議案書23ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農業委員会等に関する法律が改正され、公職選挙法に基づく選挙による委員の選出が廃止となり、すべての農業委員会委員は市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に一本化されたことにより、農業委員会委員の定数を改正するものでござ

います。概要についてご説明申し上げます。本則の改正は法改正に伴う引用条項の整理、選挙による委員の選出が廃止されたことに伴う文言の整理及び農業委員会員の定数を選挙による委員の定数から任命の委員の定数に改めるものでございます。条例の施行日は公布の日からとし、平成29年4月1日から適用しようとするものでございます。なお、経過措置として現農業委員会委員の定数は改正前の規定によることとし、本条例による定数の改正は現在の農業委員会の任期満了に伴う次期の改選時より適用しようとするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第9号から日程第15 議案第11号

議長（相川繁治君） 日程第13、議案第9号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件から日程第15、議案第11号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第6号の件までの3件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第9号については総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） それでは議案書25ページをお願いいたします。議案第9号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。平成28年度占冠村一般会計補正予算、第6号は歳入歳出それぞれ1億8千万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ29億7780万円とするものと、地方債の変更1件でございます。以下、事項別明細において歳入からご説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において5目、農林業費国庫補助金は畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金で1億7554万9千円の増額でございます。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金1256万円の増額。20款、5項、雑入において1目、雑入は養護老人ホーム被措置者徴収金で30万円の増額。3目、旅客自動車運送事業収入は、富良野線旅客運賃19万1千円の増額でございます。21款、1項、村債において3目、農林業歳はニニウキャンプ場水源等整備工事事業で860万円の減額でございます。

次に歳出について説明いたします。31ページをお願いいたします。1款、1項、議会費において1目、議会費は議員手当12万7千円の増額。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費で常勤嘱託職員賃金1万5千円の増額。消耗品費1万8千円の減額。財務会計システム保守委託料24万9千円の減額。町村非常勤公務災害補償組合負担金2万円の増額。4目財産管理費で修繕料、32万4千円の増額。一般備品購入費で10万円の減額。5目、総合センター管理費で修繕料11万1千円の増額。6目、コミュニティセンター管理費で修繕料88万1千円の増額。7目、企画費で富良野広域連合負担金871万8千円の増額。10目、旅客自動車運送事業費は財源振替でございます。11目、諸費は臨時雇上賃金11万円の増額。高校通学者補助金19万3千円の増額でございます。

32ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は小規模多機能型居宅介護施設利用者負担助成金で100万円の増額。扶助費18万円の増額でございます。2目、老人福祉費は老人保護措

置費83万3千円の増額でございます。3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費で道費負担金返還金10万6千円の増額。2目、へき地保育所費で通信運搬費3万2千円の増額でございます。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は訪問看護ステーション利用料1万1千円の増額。水道会計操出金504万円の減額でございます。

33ページをお願いいたします。6款、1項、農業費において3目、畜産業費は畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1億7554万9千円の増額。4目、農業構造改善事業費でニノウキャンプ場水源等整備工事費864万円の減額でございます。6款、2項、林業費において1目林業振興費は熊・鹿駆除捕獲奨励金3万円の増額。消耗品費11万円の増額。地域おこし協力隊実習用機器借上げ料9万9千円の増額。原材料費5万4千円の増額。地域おこし協力隊研修負担金13万3千円、森林整備担い手対策推進事業補助金2万2千円の増額でございます。8款、1項、道路橋梁費において1目道路維持費は村道除排雪用機械等借上げ料152万円の増額でございます。

34ページをお願いいたします。8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費で修繕料300万円の増額でございます。10款、2項、小学校費において1目、学校管理費で修繕料57万5千円、学校管理備品112万円の増額でございます。11款、1項、農林業施設災害復旧費において1目、林業施設災害復旧費は修繕料81万7千円、原材料費29万1千円の減額でございます。11款、2項、公共土木施設災害復旧費は1目、道路橋梁災害復旧費で委託料、28万2千円の増額でございます。

35ページをお願いいたします。14款、1項、職員費において1目、職員費は一般職給料35

万円、特別職手当17万5千円。一般職手当115万円の増額。共済費で167万5千円の減額でございます。

戻りまして26ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。地方債の補正につきましては27ページの第2表のとおり、臨時対策事業債ニノウキャンプ場水源等整備工事事業につきまして変更しようとするものでございます。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（相川繁治君） 議案第10号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書37ページをお開き願います。議案第10号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の説明をいたします。平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7590万円とするものでございます。事項別明細書に基づき説明をいたします。

40ページをお願いいたします。歳入からになります。8款、1項、2目、国保財政調整基金繰入金におきまして国保財政調整繰入金950万円の増額。

続きまして歳出になります。2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費におきまして850万円の増額。2目、退職被保険者等療養給付費におきまして18万円の増額。2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費におきまして70万円の増額。2目、退職被保険者等高額療養費におきまして12万円の増額であります。

戻りまして38ページをお開き願います。歳

入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長（相川繁治君） 議案第11号については、産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 議案書41ページをお願いします。議案第11号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第6号。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第6号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ570万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8050万円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成28年12月15日提出、占冠村長中村博。

議案書45ページをお願いいたします。事項別明細の歳入からご説明いたします。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金、1節、水道施設整備費国庫補助金で交付決定により477万1千円の減額でございます。3款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、一般会計繰入金で504万円の減額。2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金、1節、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金で416万円の減額でございます。いずれも事業費の確定により減額補正でございます。4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金で事業費確定に伴い財源調整により7万1千円の増額でございます。6款、村債、1項、簡易水道債、1目、簡易水道債、1節、簡易水道事業債で事

業費確定に伴い820万円の増額をするものであります。

議案書46ページをお願いします。歳出、3款、公債費、1項、公債費、1目、元金、23節、償還金、利子及び割引料で償還元金2万8千円の増額です。2目、利子、23節、償還金、利子及び割引料で償還利子12万8千円の減額でございます。いずれも利率変更に伴い償還額に変更が生じたことにより補正するものでございます。4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新嘗改良費、15節、工事請負費で事業費が確定したことから560万円の減額でございます。内訳で、平成28年度上トナム地区ポンプ場築造工事（建築）5万円の減額。平成28年度上トナム地区ポンプ場築造工事（機械電気）555万円の減額でございます。

議案書42ページをお願いいたします。以上、説明した内容で第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。43ページをお願いします。第2表地方債補正であります。簡易水道事業債で補正前限度額8100万円を補正後限度額8920万円で歳入補正予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものであります。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

散会宣言

議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 2月 20日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 木 村 一 俊

平成28年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月16日（金曜日）

議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
日程第 1	議案第 1号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 2	議案第 2号		特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 3	議案第 3号		占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 4号		占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5号		占冠村立学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 6号		占冠村へき地保育所設置条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 7号		占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 8号		占冠村農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 9号		平成28年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 10	議案第 10号		平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案第 11号		平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
日程第 12	同意案第1号		固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 13	意見書案第9号		「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書
日程第 14	意見書案第10号		国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
日程第 15	意見書案第11号		大雨災害に関する意見書
日程第 16	意見書案第12号		地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
日程第 17	意見書案第13号		JR北海道への経営支援を求める意見書
日程第 18	意見書案第14号		JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
日程第 19	意見書案第15号		「全国規模の総合的なアイン政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書

日程第 20

閉会中の継続調査所管事務調査申出

日程第 21 議案第 12号 平成 28 年度占冠村一般会計補正予算(第7号)

出席議員(8人)

議長	8番	相川 繁治君	副議長	1番	工藤 國忠君
	2番	木村 一俊君		3番	大谷 元江君
	4番	長谷川 耿聰君		5番	山本 敬介君
	6番	五十嵐 正雄君		7番	佐野 一紀君

欠席議員(0人)

出席説明員

(長部局)

占冠村長	中村 博	副村長	堤 敏満
会計管理者	小尾 雅彦	総務課長	多田 淳史
企画商工課長	松永 英敬	地域振興対策室長	野村 直広
保健福祉課長	伊藤 俊幸	産業建設課長	小林 昌弘
林業振興室長	今野 良彦	トマム支所長	平川 満彦
総務担当主幹	蠣崎 純一	財務担当係長	野原 大樹
税務担当主幹	佐久間 敦	職員厚生担当主幹	細川 明美
企画担当係長	佐々木 智猛	国保医療担当主幹	上島 早苗
社会福祉担当主幹	高桑 浩	保健予防担当主幹	松永 真里
介護担当主幹	木村 恭美	土木下水道担当主幹	石坂 勝美
建築担当主幹	嵯峨 典子	建築担当係長	橘 佳則
環境衛生担当主幹	平岡 卓	農業担当係長	杉岡 裕二
林業振興室主幹	鈴木 智宏		

(教育委員会)

教育長	藤本 武	教育次長	岡崎 至可
学校教育担当主幹	小瀬 敏広		

(農業委員会)

会長	安田 堅吾	事務局長	小林 昌弘
----	-------	------	-------

(選挙管理委員会)

書記長	多田 淳史
-----	-------

(監査委員)

監査委員	鷲尾 心英	監査委員	山本 敬介
事務局長	尾関 昌敏		

出席事務局職員

事務局 長 尾 関 昌 敏 主

事 久 保 璃 華

開議宣言

議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

日程第1 議案第1号

議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第2号

議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第3号

議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第4号

議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

4番(長谷川耿聰君) 1点だけ、お伺いしたいと思います。13ページの中で附則第6条を次のように改めるとありまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてとある。これは身近な問題でありますので、この内容を分かりやすくご説明願いたいと思います。

議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史君。

総務課長(多田淳史君) 議員のご質問にお答えいたします。附則第6条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、こちらについて、内容についてご説明をさせていただきたいと思います。こちらの内容につきましても、適切な健康管理のも

とで医療用医薬品からの代替を進める観点から定められたというものでございまして、医療費の抑制を目的として医療用医薬品からの代替を進めておりまして、スイッチOTC医薬品と言いまして、いわゆるドラッグストアですとか、薬局で販売されています大衆薬・市販薬と呼ばれるものがOTC薬と呼ばれるものでございます。その内、医師の判断のみで使用が可能であった医療医薬品がOTC薬として販売許可された、これがスイッチされたという扱いになりまして、スイッチOTC薬、こういうものになっております。

対象医薬品としては、商品名を申し上げますと例えばガスター10ですとか、ロキソニンですとか、メンソレータム、こういうものになってまいります。対象者としましては、ご自身と自身と生計を一つにする配偶者、その他の親族で特定健康診査、それから予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などこれらの健診を受けている方が対象となってまいります。

控除ですけれども、保険金などで補填される金額から1万2千円を控除しまして、控除額の限度額、こちらが8万8千円ということになります。それで今までございます医療費控除、こちらとの併用は不可というふうになってございまして、適用の期間が30年度1月1日からということになってございます。以上でございます。

議長(相川繁治君) 4番、長谷川耿聰君。

4番(長谷川耿聰君) ちょっと私聞き漏らしたかと思うんですけど、これを適用受けることによって現行医療費の控除の関係、その関係と、それから利点ですね、それについてお伺いしたいと思います。

議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） お答えいたします。現行の医療費控除、こちらとの併用はできないということになってございます。利点ですけれども、今回のこの特例の控除に関しましては医療機関にかかっていない方で、健康管理をされている方で、市販の医薬品、こちらのほうを使用されている方に適用されるということですので特にご病気がなく健康に気を付けていらっしゃる方たち、この人たちに対しての控除が可能かと思えます。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） もう1点だけ説明があったかと思うんですけども、医療費控除の対象金額ですね、これについてご説明願いたいと思います。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 控除限度額が最高で8万8千円となっております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 1点だけちょっと教えていただきたいと思えます。15ページくらいにあります上から7段目にあります、他にもたくさん出てくるんですけども、所得割の納税義務者が支払いを受けるべきという文言のところで、この納税義務者という文言について結構外国居住者関係が出てくるから、国際租税関係が出てくるから、大変、これから役場は大変だと思うんですけども、この納税義務者というのが居住者内国法人だけなのか、非居住者外国法人も含まれるのか、そこをお聞きいたしたいと思えます。納税義務者、居住者ならば全世界所得に課税されるということ、非居住者ならば国内源泉所得に課税され

るということで、他にも外国居住者等なるとか法という関係が出てくるんですけども、この納税、所得割の納税義務者というこの言葉、他にもこれ出てくるところが、あと国保関係のあれもあるんですけども、一般的にこの納税義務者という文言の考え方について居住者、あるいは非居住者、いずれを含めたものなのか、そのへんのことについてお尋ねします。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） お答えいたします。納税義務者、議員ご指摘の納税義務者のところでございますけれども、日本国居住者となっております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村税条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第5号

議長（相川繁治君） 日程第5、占冠村立学校設置条例の一部を改正する条例を制定す

ることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） この条例はトママ小中学校を一貫校にしようということで普段から小中一緒にやってるのであんまり違和感がほとんどないんであれなんです、一応4点ほどお聞きいたします。

義務教育9年間の学びを地域全体で支えるという重要性がこのシステムにはあるということで、一応保護者や地域住民の理解と参画を得るために合意形成が必要だと思うので、どのようにして合意形成が進められたか、その過程を教えていただきたい。それが第1点であります。

それからいただいた資料の中に移行計画とそれから議案の要旨というものがあまして、その中にトママの特色を生かした先駆的な教育実践を進めるということで書かれておりますが、先駆的なということが何をもち先駆的なということに当てはまるのか、その点をお聞きいたします。

それから小中一貫ということで教職員の過重負担が大変心配だということですが、十分な教職員の定数確保に対策が練られているかどうか、それが第3点。

4点目としては、今回の義務教育学校にするという議論を進めておられた校長先生、多分定年になると思うので、実際発足した段階で中心となってこられた方がいなくなるということで、そのへんの対応が大丈夫なのかどうか、そのへんお聞きいたしたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

教育次長（岡崎至可君） 木村議員の質問

にお答えいたします。まず経過ですね。経過に関しましては今年4月からPTA総会で義務教育学校移行に向けた取り組みが始まる旨のスタートを報告しております。4月下旬にも教職員に向けて義務教育学校に向けた取り組みをスタートしますということで職員にも周知しております。その後、5月・6月学校だよりにおいて義務教育学校についての移行についての説明を行っております。これはトママ全戸配布、中央地区には行政回覧しております。7月にも参観日で保護者向けに説明をしております。9月にはアンケート、保護者向けのアンケートを実施しております。10月29日、100周年の記念式典のあいさつにて学校長より義務教育学校の移行の説明をしております。11月4日、義務教育学校説明会のチラシを配布しましてアンケートについても町内配布しております。11月15日、教育委員会会議で方針・議案説明を承認いただいております。11月15日、学校運営協議会、コミュニティスクールなんですけど、その場でも義務教育学校に向けての説明をしております。11月22日、これ地域の説明会を開催しまして、地域の方20名程度参加して説明をしています。経過については以上です。

先駆的な取り組みですね、ちょっとお待ちください。先駆的な取り組みとは今小学校のほうでは専門教科の授業を行ってないんですけど、今後小学校5年・6年ちょっと分かりませんが、各担当の各教科の専門的な授業もできる方式になっておりますのでそのへんも取り組んでいきたいと思っております。

あと教職員の負担でございますが、このままでいくと中学校の生徒が減少しまして、生徒減少するということは先生も減ることなんです、こちらとしては生徒が減っても加配のほうで要望いたしまして先生のほう

の負担を軽減していきたいと考えております。

校長が定年になるということなのですが、今後においても校長先生が異動してくるときには義務教育学校の説明、あとコミュニティスクールもやっておりますのでその旨の説明もご理解いただいた上でこの学校についても進めていただける方に来ていただきたいと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 今の説明の中で、先駆的な教育実践というところの先駆的なというところで、小学校のことについては説明がありました。中学校の先駆的な取り組みというのはちょっとなかったように思うのでお願いします。

議長（相川繁治君） 教育長、藤本武君。

教育長（藤本 武君） ただいま次長のほうから説明があったんでございますけれども、先駆的な取り組みという内容につきましてでございます。本村においてはトマムの現在小中学校、そして中央地区には占冠中央小学校、占冠中学校がございます。その中でトマムが小中併置校ということもございまして小中一貫の教育、義務教育学校という形でスタートさせていただきます。それと、今中央地区にある2校については今後の検討課題となっていくと思いますが、トマムが先行したはしの中で小中連携したどういったことができるのかというそういう先駆的な、ということの意味もございました。

それで次長がお答えさせていただいたのは小学校の高学年に向けたそれぞれの今までは一人の先生がやっていたけれども、教科制度についてどういったことができるのか。それと中学校との連携でございますけれども、今中央小学校について英語学習についての取り組みをしておりますけれども、小中9年間

を通じた中での英語教育に関する学習指導要領の今後の改訂もございますのでそういった中でこういったカリキュラム等作成していけるのか、そういった調査研究をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 地域でPTA等にも十分説明されているというふうに思うんですが、全村的にはまだ知らない方も多いと思いますのでなんていうんでしょう、素朴な疑問でひとつふたつお聞きしたいんですけれども、まず、小学校6年生、今までは中学校1年生・2年生・3年生と言っていたんですけれども、今後どうなるのかというのが一つ。

今ある校歌ですね、小学校、中学校の校歌がどのようになるのか。新しい学校になって新しい校歌になるのか。

そして、校歌のことで学年のことで、あと一つ、卒業式ですね。小学校の卒業式、中学校の入学式が今まで行われてきたんですが、これから一貫校になるということでこの区切りの部分を今後どうしていくのか。この3つについてお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

教育次長（岡崎至可君） 山本議員の質問にお答えします。今度一貫校になるということで、一つの学校になるということで1年生から9年生という形に、今の中学1年生・2年生・3年生というのは7年生・8年生・9年生という表現になります。

校歌についてはトマム小学校・中学校という表示はされていませので今の校歌をそのまま使用していくということでございます。

卒業式に関しては、一つの学校になるもの
ですから9年生の時点で卒業式なんです
が、今まで小学校から、小学校の卒業式
をやったということでございますので、
進級式と修了式という形でひとつのけ
じめをつけた式典もしていきたいと思
いますが、今後慣れてくるとそのへん
も考慮していかなければならないと思
いますが、今の時点では進級式・修了
式という形でやっていきたいと思っ
ております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませ
んか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認め
ます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はあり
ませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認め
ます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村立学校
設置条例の一部を改正する条例を制
定することについての件を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認め
ます。したがって議案第5号は原案
のとおり可決しました。

日程第6 議案第6号

議長（相川繁治君） 日程第6、議案
第6号、占冠村へき地保育所設置条
例等の一部を改正する条例を制定
することについての件を議題としま
す。

これから質疑を行います。質疑はあ
りませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認め
ます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はあ
りませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認め
ます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村へき
地保育所設置条例等の一部を改正
する条例を制定することについての
件を採決します。

本案は原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認め
ます。したがって、議案第6号は
原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第7号

議長（相川繁治君） 日程第7、議案
第7号、占冠村国民健康保険税条
例の一部を改正する条例を制定
することについての件を議題と
します。

これから質疑を行います。質疑はあ
りませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認め
ます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はあ
りませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認め
ます。これをもって討論を終わ
ります。

これから、議案第7号、占冠村国民
健康保険税条例の一部を改正する
条例を制定することについての件
を採決します。

本案は原案のとおり決定することに
ご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

日程第8 議案第8号

議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、占冠村農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

5番(山本敬介君) 2点ほどお伺いしたいと思います。これ説明あったとおり、選挙による選出から村長の任命、議会の任命承認ということに変更されたということですが、その際、選任の際、農業団体・関係団体からの推薦と募集ということになっています。この募集の方法についてお伺いしたいと思います。

あと、農水省のほうから来ています、この選任についてなんですけれども、中立委員の任命ということで法の中に市町村長は農業委員の任命にあたっては農業委員会の掌握に属する事項に関して、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならぬということになりましたと。このことをどういうふう担保していくかっていう部分ですね。

あともう1点、青年女性の積極的な登用ということがあります。農業委員の任命にあっては年齢・性別等に著しい隔たり・偏りが生じないように配慮しなければならぬということですが、青年という部分は今の農業委員会も若い方がいらっしゃいますので現状の任用を踏襲された形では確保されると思

うんですが、女性という部分は現在いらっしゃいませんので、そういった部分をどういうふう担保していくか、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長(小林昌弘君) 山本議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の募集の方法ですけれども、こちらにつきましては原則募集の方法ですけれども広報と村のホームページにて農業委員の募集を公表いたしまして1か月程度の推薦・公募期間を設けて募集いたしたいと思っております。その1か月間のあいだにですね、中間の公表というのを設けなければなりませんのでそのような形を取っていきたいと考えております。その後内部の役場庁舎内で委員会を設置いたしまして募集された方の審査を行いまして、その後議会の同意を得て任命という形になるというふう考えております。

2点目の中立委員の関係ですけれども、こちらにつきましては利害関係のない者ということでありますので、今現在考えているところは地域の商工業者の方、あと地域会社員というところで何とか募集していただけないかというふう考えているところでございます。

それと女性の登用ですけれども、今回の農業委員会法改正に伴いまして原則として過半数を認定農業者であることということに定められておきまして、女性の登用に関しましては現在うちの本村におきましては、認定農業者9名おりまして、この9名の中にですね女性の方が2名いらっしゃいますので、この方が募集していただければ一番良いと思うんですが、募集がなければ何とか働きかけをしていきたいというふう考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第9号

議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 何点かお尋ねいたします。31ページ、2款、総務費、1項、7目、企画費の富良野広域連合負担金871万8千円の増額になっておりますが、この増額について理由と内容を教えていただきたいと思っております。

32ページ、3款、民生費、2項の児童福祉費、1目のところで道費負担金返還金という

ことで、4次補正で国庫負担金の返還金が490万ほどありましたけども、その関連もあるのかどうか、ちょっとこの内容10万6千円の増の内容を教えていただきたいと思っております。

33ページ、6款、1項、3目の畜産業費のところの畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金ということで1億7554万9千円の増があります。この事業については3億8824万9200円が総事業費ということでそのうちの補助金がこれだけということで残が2億1270万200円があるわけなんですけども、この残の財源対応、手当というかな、それをどういうふうにするのかお聞きいたします。

それと同時に仕入れに係る消費税相当額として2875万9200円、これを減額ということでいただいた資料に載っておりますけども、この対応の内容について教えてください。

同じく33ページの6款、2項、1目の林業振興費14節の地域おこし協力隊実習用機器借上げ料9万9千円の増、それから19節の負担金、補助及び交付金のところでやはり地域おこし協力隊研修負担金ということで13万3千円の増があります。この実習の内容、研修の内容というのはどういうことなのかということと、当初でなくてこういう6次補正で出てきたというその状況が理由を教えてくださいと思います。以上であります。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） まず企画費の広域連合負担金、こちらの件に関しましてご説明申し上げます。こちらの増額分に関しましては、串内牧場の負担金が主なものになりました。今回の台風10号によります災害、こちらのほうの復旧の費用、こちらがかかってございまして、今まで繰越金等で賄ってきた部

分もあるんですけども、被害が甚大だったということで負担金の増になってございます。以上です。

議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

林業振興室長（今野良彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。議案書33ページ、2項、林業費、1目、林業振興費、14節の使用料及び賃借料の地域おこし協力隊実習機器借上げ料でございますが、地域おこし協力隊8月から採用になって当林業振興室にあります。実習計画を出していただいてそれに基づいて村がサポートするというようになっておりまして、その中で占冠村の木を利用した冬に使うものですとかそういうものを取り組みをしたいということでありますので、それに対する実習用費ということですよ。

それから19節の地域おこし協力隊研修負担金ということで、これについては地域おこし協力隊を募集した目的が林業全般に対する研修というようなことありますので、その中で林業全般ということで林業機械を用いた研修も必要であるということで、林業機械、重機ですねいわゆる、重機を動かす資格を取得するということの費用でございます。

それでなぜこの時期に補正が出てきたかということですが、先ほども申しましたが8月に採用になったと。その中でいろいろ研修をどういうふうにするかということを経営全般ですね、まず山を見て歩く、調査をする、林産物を使う、そういうようなものの検討をしてまいりました結果、今回こういうふうな時期に補正をするという形になってございます。以上です。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 木村議員の

ご質問にお答えいたします。6款、農林業費、1項、農業費、3目、畜産業費の19節、負担金、補助及び交付金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の件に関しましての事業費のうちの補助金の残りの残額の対応ということでありまして、こちらにつきましては取組み主体のほうでの公庫の借入れの対応ということになってございます。

もう1点のこのお配りした資料の表の備考欄にあります除税額の件のご質問ですけども、現在北海道のほうに確認中でありまして後ほどの答弁ということでもよろしいでしょうか。

2番（木村一俊君）（自席で）はい、いいです。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 木村議員の質問にお答えいたします。32ページ、3款、2項、1目の道費負担金返還金についてでありますけども、これにつきましては平成27年度における保育所の運営費に係る道費負担金の返還金でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 最後の答弁の道費負担金返還金は4号補正の国庫負担金返還金とは関係がないという認識でいいのかわかるかという点が1点と、聞き漏らしたんですが、34ページの10款、2項、小学校費の1目の18節、備品購入費が出ておりますけれども、112万円増ということで当初予算には学校管理備品購入として50万5千円とありますが、この学校管理備品の購入とは別なのと同じなのか、その確認だけ。以上です。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 前回補正させていただきましたのは国庫負担金に係る部分でありまして、今回、道費負担金についての返還金であります。事業自体は一緒です。

議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

教育次長（岡崎至可君） 木村議員の質問にお答えいたします。34ページですね、10款、2項、1目、備品購入費、別でございまして、今回の備品購入費に関しては今承認いただいた義務教育学校に関するですね、名称変わりますので学校旗、優勝旗、学校の印鑑、これを購入する費用にあてるものでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

3番（大谷元江君） 1点お聞きいたしたいと思います。ページが違いました、申し訳ありません。キャンセルします。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第10号

議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それじゃあ実は先般の常任委員会で結論が得られてなかったの、あれから大分時間が経ってるのでお分かりと思いますので再度質問させていただきます。40ページ、保険給付費でございますが、1目の一般被保険者療養給付費、2目の退職者被保険者等療養給付費、2項の高額療養費の一般被保険者高額療養費、退職者被保険者等高額療養費、いずれも一般財源が利用されております。それぞれ増額になっているんですけれども、増額になった根拠を一つ教えていただきたいと思います。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 療養給付費等についてでありますけれども、まず、一般被保険者療養給付費につきましては、予算現額が6900万円ございまして、予算残額が1744万円、今のところあります。今後見込まれる費用額としまして2600万円を想定しておりまして、そのことから850万円の増額補正をさせていただきますということであります。退職被保険者療養給付費につきましては、現在のところ予算現額に対して、退職被保険者については今後見込まれる額を月1万円と想定しまして一人当たり1万円としまして、退職被保険者の人数が今3名でありまして、その4か月分として18万円の補正を考えております。

高額療養費、一般被保険者の高額療養費につきましては、これまでの支出の平均が月平均100万円でありまして、今後見込まれる額として400万円を想定しております。現在、支出済額が325万8千円程度でありまして、その差引70万円程度が不足するものと思われ、補正をしようとするものでございます。退職被保険者の高額療養費につきましては、月当たり3万円と想定しまして、その4か月分で12万円の補正をしたいということでありまして、

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） ちょっと聞き漏らしたんですけど、一般被保険者療養給付費です。2600万円で見込まれるので850万円増やしたってことなんだけど、そのへんの絡みがちょっと分からないんですけど。もうちょっと簡単に説明してください。なんぼ足りなくてなんぼになって4か月でなんぼ増えたから、だから850万円になったと、そういう簡単な説明でよろしいんです。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 今後見込まれる額としまして、2600万円、今後見込まれる額が2600万円と見込んでおりまして、今現在予算残額としまして1744万円あります。差引約850万円の補正をさせていただきたいということでありまして、

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第11号

議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第6号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） ここでの質問でした。申し訳ありません。46ページ、4款、施設費、1項、施設建設費で平成28年度上トマム地区ポンプ場築造工事の機械電気について555万円の減額ということですが、かなりの大きい金額が減額になってると思います。これについて機械等の見積もり等と最初に出た金額からかなりの金額が減少になってますので、このへんの説明を機械が変わったのかどうか、そのへんの説明をお願いいたします。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新営改良費、15節、工事請負費の平成28年度上トマム地区ポンプ場築造工事、機械電気の550万円の減額でございますけれども、当初予定しています機械等が変わったわけではありまして、これに

つきましては執行残ということでご理解いただきたいと思ひます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから議案第11号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第6号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

議長（相川繁治君） ここで先ほどの産業建設課のほうから資料がそろったので答弁をさせていただきます。

産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 大変遅くなって申し訳ございません。先ほどの一般会計の補正予算のところの6款、農林業費、1項、農業費、3目、畜産業費、19節、負担金、補助及び交付金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の関係で、お配りしております資料の備考欄にあります除税額の件でございますけれども、こちら除税額というふうに記載されておりますけれども、総事業費に対しましての消費税ということでご理解いただきたいと思ひます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 仕入れに係る消費税相当額ということでこの額が記載されていたわけですよね。これはどういうことなのかっていうことで聞いたんですよ。除税額とは言わないけど。結局これどういうことなんですかね、消費税分の扱いがどうなるかってことを、顛末を聞きたいんですけど。そこだけです。

議長（相川繁治君） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 同意案第1号

議長（相川繁治君） 日程第12、同意案第1号、固定資産税評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（中村 博君） 同意案第1号、固定資産税評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を固定資産税評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。平成28年12月15日提出、占冠村長、中村博。住所、占冠村字中央、氏名、赤石秀明。

赤石秀明氏は、平成21年10月1日より固定資産税評価審査委員会委員を行っており、固定資産の見識が高く、占冠村の状況に詳しく、適任者でありますので、同氏を再任したく同意を求めます。なお、同氏の略歴につきましては裏面に記載してありますのでご参照願ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

議長（相川繁治君） 先ほどの産業建設課長の答弁が言っていなかったと思いますので、ここで再度産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） すいません、答弁いたします。こちらの除税額につきましては総事業費に対する消費税でございまして、補助金算出にあたりましてはこの分を除いております。この除税額につきましては取組主体が支払う金額となっております。以上です。

日程第13 意見書案第9号から日程第19 意見書案第15号

議長（相川繁治君） 日程第13、意見書案第9号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求

める意見書の件から日程第19、意見書案第15号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書までの件、7件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。意見書案第9号については、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 意見書案第9号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年12月16日提出。提出者、占冠村議会議員五十嵐正雄。賛成者占冠村議会議員大谷元江、同じく工藤國忠。

「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書です。現在、政府厚労省の社会保障制度審議会、医療保険部会では高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しについて検討を行っております。審議では高額療養費について70歳以上の自己負担の月額上限の引き上げ、後期高齢者の医療費窓口負担を原則1割から2割に引き上げるなど、さらなる患者負担増が提案されております。今日こういった負担増は年金収入も減っている中で治療が長期に渡る高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。上記のような高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制が起きないように現行の高額療養費制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月16日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先は内閣総理大臣以下列記のとおりであります。以上、提案いたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第10号については、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 意見書案第10号、国

による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。平成28年12月16日提出。提出者、大谷元江、賛成者、占冠村議会議員山本敬介、同じく佐野一紀。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。わが国の合計特殊出生率は1.46でありまして、2015年現在の子どもの数は、総人口に占める子どもの割合は42年連続の低下となっております。少子化の進行は将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障の在り方にも重要な影響を及ぼす懸念があります。こうしたことからすべての子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要な施策となっております。すべての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されておりますが、児童期までの年代は病気に罹りやすく、長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見や早期治療、治療の継続を確保する上で医療費助成制度は極めて重要な役割を担っています。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、国による支援が不可欠であります。当面就学前まで国による子ども医療費無料制度を早期に創設するよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成28年12月16日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣以下財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣であります。よろしく願いいたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第11号については、工藤國忠君。

1番（工藤國忠君） 意見書案第11号、大雨災害に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年12月16日提出。提出者、占冠村議会議員工藤國忠、賛成者、同じく木村一俊、賛成者、同じく山本敬介。

大雨災害に関する意見書。北海道では本年8月、台風7・11・9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響により集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところであります。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがあります。このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。こうしたことから住民が一日も早く安心して元の生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。ついてはこの度の災害から迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。要望書の内容については1から8まで記載のとおりであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月16日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先についても衆議院議長他記載のとおりであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第12号については、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 意見書案第12号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年12月16日提出。提出者、占冠村議会議員、長谷川耿聰、賛成者、同じく五十嵐正雄、賛成者、同じく木村一俊。

内容をかいつまんで申し上げたいと思います。地方分権時代を迎えた今日、地方議会の果たす役割と責任が格段に多くなっております。しかしながら住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。こうした中、地方議員の年金制度を時代に相応したものにするのが新たな人材確保につながると考えております。このような状況を踏まえ、地方議会議員の厚生年金制度の加入のため、法整備を早急に実現することを強く要望するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年12月16日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。提出先は記載のとおりでございます。以上でございますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第13号については、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 意見書案第13号、ＪＲ北海道への経営支援を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年12月16日提出。提出者、木村一俊、賛成者、占冠村議会議員長谷川耿聰、同じく五十嵐正雄。

ＪＲ北海道への経営支援を求める意見書。要約します。11月18日、ＪＲ北海道は営業路線のおよそ半分が単独では維持が困難であると発表しました。廃止となれば地域の過疎化が促進し、地域経済や住民の暮らしを破壊します。北海道における公共交通機関としての役割を発揮でき、経営自立のために財政支援等をはかるよう強く要望いたします。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。平成28年12月16日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長以下記載のとおりであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（相川繁治君） 意見書案第14号については、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 意見書案第14号、ＪＲ北海道・ＪＲ四国・ＪＲ貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年12月16日提出。提出者、占冠村議会議員佐野一紀、同じく五十嵐正雄、同じく大谷元江。

裏面をお開きください。1987年4月1日に国鉄が分割・民営化され、ＪＲ7社が誕生した。こういう中で新幹線の都市圏の路線を有するＪＲ東日本・ＪＲ東海・ＪＲ西日本の本州3社は堅調な経営を確保し、株式上場・民営化を果たしてきました。2015年の第189通常国会ではＪＲ会社法の改正法が成立し、2016年10月にＪＲ九州の株式上場・完全民営化を果たされた。一方で地域のローカル線を多く抱え、大きな収益の柱がないＪＲ北海道・ＪＲ四国と全国一元経営で国鉄時代の老朽資産を多く保有する構造的問題を抱えるＪＲ貨物等については積極的な営業施策や徹底した経営効率化など「経営自立計画」の達成にむけた努力を、労使を上げて積み重ねてきたが、経営自立を確保する目処が明確には立っていない状況であります。

ＪＲ三島会社は発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定金の運用益や税制特例等の支援策により赤字補填を行う形で設立され、とりわけＪＲ北海道・ＪＲ四国は少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む中で低金利の長期化等の影響により、基金の運用益が大きく減少し、各社がなんとか経営を維持してきたのが現状であります。またＪＲ貨物も鉄道貨物の特性を発揮できる条件が十分に整備されていない中、非常に厳しい経営状況が続いております。2016年のＪＲ北海道・ＪＲ四国に

対して安全対策面での財政的支援が追加で行われているが、厳しい経営状況であることは間違いありません。こうした中で2017年3月末にJR北海道・JR四国・JR貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税の減免措置の特例が適用期限切れを迎える。地域の鉄道が果たす役割が鉄道貨物輸送の重要性を再認識する中で、何よりもまず税制特例措置の適用延長が必須であります。

別紙です。また、JR発足30年を機にこれら支援措置の恒久化を図ったうえで当該会社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。以上の認識に基づき、2017年度の税制改正において、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記、1、JR北海道・JR四国・JR貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置の継続及び恒久化を図ること。2、JR北海道をはじめ、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置を継続すること。3、自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。4、老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの拡充を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月16日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先は記載のとおりであります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（相川繁治君） 意見書案第15号については、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 意見書案第15号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠とな

る新たな法律」の早期制定を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年12月16日提出。提出者、占冠村議会議員山本敬介、賛成者、同五十嵐正雄、賛成者、同佐野一紀。

アイヌの人たちは同化政策によって差別を受け、アイヌ文化がないがしろにされてきた歴史は皆様ご存じのとおりです。平成20年に衆参両院におけるアイヌ民族を先住民とすることを求める決議の全会一致での可決を受けて政府はさまざまな施策に取り組んできました。しかし、現在施策ごとに国交省、文科省、厚生労働省、農水省、経産省、法務省と各省に担当が置かれているのみで政策全般を見渡せていないというような現状があります。アイヌの人たちに対する生活支援、教育支援及び産業振興など総合的なアイヌ政策の推進の根拠となる法律の早期制定を求めて地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成28年12月16日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先は衆議院委議長以下記載のとおりです。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第9号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第10号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第11号、大雨災害に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
従って本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第12号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第13号、ＪＲ北海道への経営支援を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第14号、ＪＲ北海道・ＪＲ四国・ＪＲ貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第15号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 閉会中の継続調査所管事務調査 申出

議長（相川繁治君） 日程第20、閉会中の継続調査所管事務調査の申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時52分

追加日程の決定

議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、村長から議案第12号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第7号についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第12号

議長(相川繁治君) 追加日程第1、議案第12号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第7号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

総務課長(多田淳史君) それでは議案第12号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第7号についてご説明申し上げます。平成28年度占冠村一般会計補正予算、第7号は歳入歳出それぞれ2億5500万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ32億3280万円とするものでございます。以下、事項別明細において歳

入からご説明申し上げます。

53ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において、7目、災害復旧事業費国庫補助金で道路橋梁災害復旧事業国庫補助金は1億6625万円の増額でございます。15款、2項、道補助金で4目、農林業費道補助金は森林整備加速化林業再生事業交付金で255万円の増額。18款、1項、繰入金で1目、財政調整基金繰入金は300万円の増額でございます。21款、1項、村債で5目、土木債は、道路橋梁災害復旧事業債で8320万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。54ページになります。6款、2項、林業費で1目、林業振興費は、林道専用道鬼峠支線規格相当鬼峠2号支線開設工事で500万円の増額。11款、2項、公共土木施設災害復旧費で1目、道路橋梁災害復旧費で村道二二ウ1号線災害復旧工事ほか4件の村道災害復旧工事費こちらの合計で2億5千万円の増額でございます。

戻りまして50ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから議案第12号、平成28年度占冠村一

般会計補正予算、第7号についての件を採決
します。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可
決されました。

閉会の議決

議長(相川繁治君) お諮りします。以上
をもって、本定例会に付議された案件は全て
終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によっ
て本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会する
ことに決定しました。

閉会宣言

議長(相川繁治君) これで、本日の会議
を閉じます。平成28年第5回占冠村議会定例
会を閉会します。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 2月 20日

占冠村議会議長 相川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 工藤 國 忠

占冠村議会議員 木村 一 俊